

令和6年（ワ）第3728号 二酸化炭素排出削減請求事件

原告 ■■■■■ 外15名

被告 東北電力株式会社 外9名

## 第1準備書面

令和7年1月31日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

被告東北電力株式会社、同電源開発株式会社、同関西電力株式会社、同九州電力株式会社、同中国電力株式会社、同北陸電力株式会社、同北海道電力株式会社及び同四国電力株式会社

訴訟代理人弁護士 吉原朋成

同 高橋俊光

同 泉篤志

同 丸山真司

同 中澤亮

同 森駿介

同 佐々木 智 生

同 宮 坂 智

同 鈴 木 莉 子

同 (連絡担当) 小 林 郁 也

## 目次

第1	請求の趣旨に対する答弁（本案の答弁）	6
第2	請求の原因に対する認否	6
1	「第1 はじめに」について	6
2	「第2 当事者」について	7
(1)	「1 原告ら」について	7
(2)	「2 被告ら」について	7
3	「第3 請求の法的根拠（民法709条・719条1項）」について	8
(1)	「1 本訴は、不法行為（民法709条、民法719・・・）」について	8
(2)	「2 現在の気候変動の切迫した問題状況を前提とす・・・」について	8
4	「第4 地球温暖化の自然科学的根拠(前提事実)」について	8
(1)	「1 人間活動に起因する地球温暖化は疑う余地のないこと」について	8
(2)	「2 世界平均気温の上昇」について	9
(3)	「3 気温上昇に伴う様々な影響」について	9
(4)	「4 地球温暖化の原因は、人為的な温室効果ガスの・・・」について	9
(5)	「5 気温上昇を1.5℃にとどめることの重要性」について	10
5	「第5 権利又は法律上保護される利益の侵害のおそれ」について	10
(1)	「1 被侵害利益」について	10
(2)	「2 気候変動による被害」について	11
(3)	「3 気候変動の予測及び深刻化する被害」について	16
(4)	「4 危険な気候変動の影響は人権への侵害であること」について	21
(5)	「5 原告らの権利・利益の被害」について	21
6	「第6 被告らの排出削減義務（違法性）」について	22
(1)	「1 世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑えるために・・・」について	22
(2)	「2 被告ら電力セクターは、他のセクターより・・・」について	25

(3) 「3 国際公序に基づく大規模排出企業の排出削減が・・・」について..	27
(4) 「4 結語・・・」について.....	33
7 「第7 被告らの義務違反行為」について.....	34
(1) 「1 被告ら発電事業者は極めて大規模の排出事業者・・・」について..	34
(2) 「2 被告らは大量のCO <sub>2</sub> を排出する火力発電事業者・・・」について	36
(3) 「3 被告らの国内での販売にかかる電力からの・・・」について....	37
(4) 「4 被告らに求められる排出削減の水準と経路」について.....	39
(5) 「5 小括」について.....	40
8 「第8 被告らに2030年度及び2035年度の排出許容量を超える排出	
をしてはならないことを求める本訴請求の必要性」について.....	40
(1) 「1 被告らの中期削減計画における目標の実情」について.....	40
(2) 「2 被告らの2030年度目標は不明瞭で検証ができないものが多く、か	
つ不十分であること」について.....	43
(3) 「3 被告らの計画による2030年度の排出予定量は、求められる排出上	
限量を大きく上回ること」について.....	43
(4) 「4 被告らの排出削減対策は、水素アンモニア混焼、CCSの導入に依存	
したものであり、削減の実効性に欠ける対策であること」について ....	44
(5) 「5 2035年度の削減目標を定めているのは被告JERAのみであり、	
他の被告らの2050年までの削減経路は不明で・・・」について ....	45
(6) 「6 被告らによる2030年の電力供給計画量は2021年度の93%程	
度であり、うち石炭火力発電所による電力の割合は増加・・・」について	46
(7) 「7 小括」について.....	46

9	「第9 再生可能エネルギーへの転換の実現可能性（結果回避可能性）」について.....	47
(1)	「1 再生可能エネルギーのポテンシャルは電力需要量の6～7倍あること」について.....	47
(2)	「2 再エネのコストは大幅に低下していること」及び「3 需給バランスの確保も可能であること」について.....	47
10	「第10 被告らの関連共同性」について.....	48
(1)	「1 被告らは電気事業低炭素社会協議会などを通して・・・」について.....	48
(2)	「2 被告らの排出行為には719条1項が準用されること」について	50
11	「第11 結語」について.....	50
第3	被告ら8社の主張.....	51
1	不法行為に基づく差止請求が認められないこと.....	51
2	原告らの請求は不法行為の要件を充足しないこと.....	52
(1)	原告らの主張する「権利又は法律上保護される利益」の侵害が認められないこと.....	52
(2)	被告ら8社がCO <sub>2</sub> 排出削減義務を負わないこと.....	58
(3)	相当因果関係が認められないこと.....	62
3	小括.....	65

原告らの令和6年8月6日付け訴状（同年9月30日付け訴状訂正申立書による訂正後のものをいい、以下単に「訴状」という。）に対し、以下のとおり認否、反論する。なお、略語は特記なき限り被告ら8社の従前の例による。

## 第1 請求の趣旨に対する答弁（本案の答弁）

1 原告らの被告東北電力株式会社、同電源開発株式会社、同関西電力株式会社、同九州電力株式会社、同中国電力株式会社、同北陸電力株式会社、同北海道電力株式会社及び同四国電力株式会社に対する請求をいずれも棄却する

2 訴訟費用は原告らの負担とする

との判決を求める。

## 第2 請求の原因に対する認否

1 「第1 はじめに」について

第1段落（「一地球温暖化の時代は・・・」）及び第2段落（「国連・グテーレス事務総長は・・・」）は認める。

第3段落（「このグテーレス氏の・・・」）のうち、第1文（「このグテーレス氏の・・・」）は不知。第2文（「IPCCをはじめとする・・・」）は、IPCCが概ね同文記載のとおりの見解を示している限度で認め、その余は不知。

第4段落（「これまでに大気中・・・」）は不知。

第5段落（「そして、オーバーシュート・・・」）のうち、第1文（「そして、オーバーシュート・・・」）は、IPCCが概ね同文記載のとおりの見解を示している限度で認めるが、第2文（「このことは、・・・」）は否認する。後述するとおり、原告らが主張するところの国際公序はCO<sub>2</sub>排出事業者が削減目標に従ってCO<sub>2</sub>を削減する法的義務を構成するものではない。

第6段落（「ロイヤルダッチシェル社の削減義務・・・」）ないし第8段落（「日本の最大排出部門である・・・」）はいずれも認否の限りでない。なお、ロイヤ

ルダッチシェル社のCO<sub>2</sub>排出削減義務に係るハーグ地方裁判所の2021年5月26日判決は、令和6年11月12日、控訴裁判所により取り消されている（令和6年11月13日付け日本経済新聞電子版（丁1））。

## 2 「第2 当事者」について

### (1) 「1 原告ら」について

いずれも不知。

### (2) 「2 被告ら」について

第1段落（「被告らは、いずれも・・・」）は否認する。日本以外のG7各国が2038年までに火力発電所の廃止を決定しているという事実はない。また、被告ら8社が2050年まで火力発電所を運用し続けるかは現段階で決定していない。被告株式会社JERA（以下「被告JERA」という。）及び被告株式会社神戸製鋼所（以下「被告神戸製鋼」という。）に関する事項は認否の限りでない。

第2段落（「後述する通り・・・」）は、被告ら8社（単体）の2019年度における「エネルギー起源CO<sub>2</sub>（発電所等配分前）」は後記7(1)ウ記載のとおりであるから、その限度で認め、その余は不知。

第3段落（「以下、被告株式会社JERA・・・」）は認否の限りでない。以下、被告ら8社について、被告東北電力株式会社を「被告東北電力」、被告電源開発株式会社を「被告Jパワー」、被告関西電力株式会社を「被告関西電力」、被告九州電力株式会社を「被告九州電力」、被告中国電力株式会社を「被告中国電力」、被告北陸電力株式会社を「被告北陸電力」、被告北海道電力株式会社を「被告北海道電力」、被告四国電力株式会社を「被告四国電力」と略称する。

### 3 「第3 請求の法的根拠(民法709条・719条1項)」について

#### (1) 「1 本訴は、不法行為(民法709条、民法719・・・)」について

第1段落(「本訴は、不法行為(民法709条、民法719・・・)」)及び第2段落(「前述の通り、・・・」)は認否の限りでない。

第3段落(「我が国においても・・・」)のうち、不法行為を根拠に差止めを認める考え方、いわゆる不法行為説が存在すること、名古屋地判昭和47年10月19日、広島地決昭和36年4月10日判タ119号86頁、東京地判昭和44年7月10日判タ238号151頁及び東京地判昭和43年9月10日判タ227号89頁の存在は認め、主張は争う。後述のとおり、不法行為に基づく差止請求は、我が国における実体法上の根拠を欠き、判例にも反するものである。

第4段落(「学説上も、差止の法的根拠として・・・」)は、同段落において紹介されている見解が存在する限度で認める。

#### (2) 「2 現在の気候変動の切迫した問題状況を前提とす・・・」について争う。

### 4 「第4 地球温暖化の自然科学的根拠(前提事実)」について

#### (1) 「1 人間活動に起因する地球温暖化は疑う余地のないこと」について

第1段落(「人間の影響が大気・・・」)のうち、第1文(「人間の影響が・・・」)及び第2文(「これは、・・・」)は認め、第3文(「以下、報告された・・・」)は不知。

第2段落(「IPCCとは、・・・」)は、第1文(「IPCCとは、・・・」)ないし第3文(「現在までに、・・・」)は概ね認め、第4文(「IPCCの各報告書は、・・・」)は不知。



(2) 「2 世界平均気温の上昇」について

第1段落(「IPCC第6次…」)及び第2段落(「1850年より前…」)は概ね認めるが、第1段落に記載がある「平均地上気温」は、引用元となる資料では「世界平均気温」とされている(甲B4・5頁、甲B9・13頁)。

第3段落(「冒頭で述べたように…」)は、グテーレス氏の発言は認め、その余は不知。

(3) 「3 気温上昇に伴う様々な影響」について

ア 「(1) 極端現象の頻度や強度の増加」について

第1段落(「気温上昇に伴い…」)は認め、第2段落(「このような極端現象により…」)は不知。

イ 「(2) 海面水位の上昇、北極海の海水等の縮小」について

概ね認める。なお、第1段落(「世界の平均海面水位は、…」)のうち、第2文に「2006年～2008年」とあるのは、「2006年～2018年」の誤記と思われる。

(4) 「4 地球温暖化の原因は、人為的な温室効果ガスの…」について

ア 「(1) 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の温室効果」について

概ね認める。

イ 「(2) 人間活動に伴う二酸化炭素濃度の上昇」について

第1段落(「過去80万年の…」)は概ね認めるが、甲B第8号証の引用は誤りと思われる。

第2段落(「図3は温室効果ガス…」)及び訴状17頁脚注7引用の気象庁ウェブサイトに温室効果ガス世界資料センターによる図3の記載があることは認める。

第3段落(「これら世界全体の…」)は概ね認めるが、甲B第8号証の引用は誤りと思われる。

(5) 「5 気温上昇を1.5℃にとどめることの重要性」について

ア 「(1) 1.5℃特別報告書」について

概ね認める。

イ 「(2) ティッピング・ポイントを超える可能性」について

第1段落（「ティッピング・・・」）は概ね認める。

第2段落（「具体的には・・・」）及び第3段落（「IPCCAR6は・・・」）は不知。

ウ 「(3) 1.5℃のカーボンバジェット」について

第1段落（「累積人為起源・・・」）及び第2段落（「つまり、・・・」）は、甲B第3号証の1の18頁及び19頁に、地球温暖化を抑えるには工業化以前からの世界全体の人為起源のCO<sub>2</sub>の累積排出量を抑える、すなわち一定の総カーボンバジェットの範囲内に留めることが必要であり（確信度が高い）、50%の確率で1.5℃に昇温を抑える場合の残余カーボンバジェットが580ギガトンとなり、66%の確率では420ギガトンとなること（確信度が中程度）、及び、地球温暖化を1.5℃に抑えるモデルの排出経路においては、世界全体の人為起源のCO<sub>2</sub>正味排出量が、2010年水準から、2030年までに約45%減少し、2050年前後に正味ゼロに達するとの各記載がある限度で認め、その余は不知。

第3段落（「この温度目標と・・・」）は認否の限りでない。

5 「第5 権利又は法律上保護される利益の侵害のおそれ」について

(1) 「1 被侵害利益」について

第1段落（「上述の通り・・・」）は、一般論として、不法行為の成立要件として少なくとも「権利又は法律上保護される利益」の侵害が必要であるとの限度で認め、その余は認否の限りでない。

第2段落（「近年、地球温暖化・・・」）は、人の生命、健康、重要な財産が重要な権利利益であるとの限度で認め、その余は否認ないし争う。温室効果ガスの排出により、原告らの生命、身体、健康、財産に被害が生ずる具体的な危険が生じていることは認められない。

## (2) 「2 気候変動による被害」について

### ア 「(1) 日本は気候関連災害による被害及びそのリスク・・・」について

第1段落（「ドイツのNGO・・・」）及び第2段落（「これまで甚大な気候災害・・・」）は認めるが、「気候リスク指標」（CRI: Climate Risk Index）は、あくまでもドイツのNGOの一つである「Germanwatch」による評価でしかなく、また、人為的な気候変動のリスクを包括的に分析するものではない<sup>1</sup>。

第3段落（「このように日本は・・・」）及び第4段落（「以下、世界の極端な・・・」）は知らないし争う。

### イ 「(2) 極端な高温の増加及びこれに伴う被害」について

#### (ア) 「ア 極端な高温の増加」について

第1段落（「産業革命以降、・・・」）のうち、第1文（「産業革命以降、・・・」）及び第2文（「AR6WG1は・・・」）は概ね認める。同第3文（「気象庁は、・・・」）及び表2は、気象庁ウェブサイトと同内容の記載があることは認めるが、表2の第2段目（「2021年7月」）にカナダ西部リットンで記録した最高気温について「46.9℃」とあるのは「49.6℃」の誤記と思われる。

第2段落（「2023年も、・・・」）は認める。

---

<sup>1</sup> Germanwatch「GLOBAL CLIMATE RISK INDEX 2021」([https://www.germanwatch.org/sites/default/files/Global%20Climate%20Risk%20Index%202021\\_2.pdf](https://www.germanwatch.org/sites/default/files/Global%20Climate%20Risk%20Index%202021_2.pdf)) 7頁には「The CRI does not provide an all-encompassing analysis of the risks of anthropogenic climate change」（気候リスク指標（CRI）は人為的な気候変動のリスクを包括的に分析するものではない）との記載がある。

第3段落（「日本については、・・・」）のうち、第1文（「日本については、・・・」）及び第2文（「下図から・・・」）は認め、第3文（「日本は、・・・」）は否認する。日本の年間平均気温の偏差が高いことをもって、直ちに日本が気温上昇の被害を受けやすいことにはならない。

第4段落（「更に、統計期間・・・」）及び第5段落（「下図は2024年・・・」）は概ね認める。

(イ) 「イ 熱ストレスによる死亡リスクの上昇」について

第1段落（「気候変動による気温の上昇・・・」）のうち、第1文（「気候変動による気温の上昇・・・」）は不知、第2文（「現に、・・・」）は認める。

第2段落（「2024年も・・・」）は概ね認める。

第3段落（「地球規模で起きている・・・」）のうち、第1文（「地球規模で起きている・・・」）は概ね認め、第2文（「そのため、・・・」）は不知。

第4段落（「日本においては、・・・」）は認める。

第5段落（「2005年頃までの・・・」）及び第6段落（「そして近年は・・・」）は、熱中症による死亡者数の推移については概ね認め、その余は不知。

第7段落（「更に、熱中症による・・・」）、第8段落（「2018年は・・・」）及び図7は、訴状30頁脚注27記載の総務省報道資料「令和5年（5月から9月）の熱中症による救急搬送状況」に記載の限度で認め、その余は不知。

第9段落（「このように近時の・・・」）は、訴状30頁脚注28及び29記載の総務省消防庁ウェブサイト「全国の熱中症による救急搬送状況 令和6年7月22日～7月28日（速報値）」及び「全国の熱中症に

よる救急搬送状況（令和6年7月1日～7月7日（速報値）」に記載の限度で認め、その余は知らないし否認する。

第10段落（「近い時期、・・・」）は原告ら独自の見解に過ぎず、否認する。

(ウ) 「ウ 山火事による被害」について

第1段落（「そして、異常高温・・・」）は不知。

第2段落（「2019年9月・・・」）のうち、オーストラリア史上最悪とも称されるとの事実は不知。その余は概ね認める。

第3段落（「上記表2中の・・・」）のうち、第1文（「上記表2中の・・・」）及び第2文（「2023年8月には、・・・」）は概ね認めるが、第3文（「これはアメリカで・・・」）は不知。

(エ) 「エ 干ばつ」について

認める。

ウ 「(3) 多くの地域における降水現象の増加及びこれに・・・」について

(ア) 「ア 降水現象の増加」について

第1段落（「AR6WG1によれば・・・」）のうち、甲B第4号証16頁引用部分（「地球温暖化の進行に伴い・・・」）は認め、同8頁引用部分（「AR6WG1によれば・・・」）は、甲B第4号証9頁に「大雨の頻度と強度は、変化傾向の解析に十分な観測データのある陸域のほとんどで、1950年代以降増加しており（確信度が高い）、人為起源の気候変動が主要な駆動要因である可能性が高い」と記載されている限度で認め、その余は不知。

第2段落（「気象庁が近年に・・・」）及び表4のうち、訴状34頁脚注37ないし39記載の気象庁ウェブサイトより、表4の第1段目（「2021年7月」）、第2段目（「2021年7月」）記載の「年月」及び「地域」において「7月の月降水量900mm（平年比641%）」、第3段

目（「2022年5～9月」）、第4段目（「2023年9月」）記載の「年月」及び「地域」において「北東部ベニナの月降水量は52mm（平年比963%）」「1万2350人以上が死亡」、第5段目（「2023年3～5、10～12月」）記載の「年月」及び「地域」において「大雨により3,970人以上が死亡」と公表されていることは認め、その余は不知。

第3段落（「日本についてみると・・・」）及び表5については、表5の「名称」及び「地域」において、それぞれ「被害」記載の降雨災害があったことは認めるが、「被害家屋」及び「犠牲者」記載の詳細な数値については不知。

第4段落（「近時の特徴としては・・・」）は概ね認める。

#### (イ) 「イ 豪雨・洪水被害の実態」について

第1段落（「2021年8月の・・・」）は、訴状37頁脚注44引用の気象庁ウェブサイトにて、令和3年（2021年）8月12日から14日にかけて九州北部地方で線状降水帯が発生し、記録的な大雨になったとの記載があることは認め、その余は不知。

第2段落（「同大雨により、・・・」）は認める。

#### (ウ) 「ウ 2023年は線状降水帯が多発したこと」について

第1段落（「2023年には、・・・」）及び表6のうち、気象庁ウェブサイトにて令和5年（2023年）3月から8月までの間に、線状降水帯が18回発生しており、3時間降水量最大値が「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準である150mmを超え、地域によって200mmを超えていたこと、及び表6の記載があることは認め、その余は不知。

第2段落（「中でも、6月・・・」）のうち、第1文（「中でも、6月・・・」）及び第2文（「特に九州北部は、・・・」）は認める。第3文（「この期間の大雨により・・・」）は概ね認める。なお、「41水系118河川」と

あるのは「41水系119河川」、「321件の土砂災害」とあるのは「341件の土砂災害」、「55190件の床下浸水」とあるのは「5190件の床下浸水」の誤記と思われる。

第3段落（「2023年6月から・・・」）は認める。

(エ) 「イ 2024年に発生した豪雨、洪水これらに伴う被害の実態」について

a 「(ア) ケニア〜ルワンダ」について

第1段落（「2024年3月・・・」）のうち、第1文（「2024年3月・・・」）は不知。その余は概ね認める。

b 「(イ) ブラジルでの大雨」について

認める。

c 「(ウ) 2024年7月25日以降の山形県、秋田県・・・」について

第1段落（「気象庁は、・・・」）は概ね認める。

第2段落（「2024年7月・・・」）は不知。訴状43頁脚注58記載の読売新聞ウェブサイトには図14の記載があることは認める。

第3段落（「同月24日からの・・・」）のうち、「本提訴日以降も被害は拡大していくものと思われる」との部分は不知。その余は概ね認める。

エ 「(4) 熱帯低気圧等の被害」について

第1段落（「IPCCAR6は・・・」）は不知。

第2段落（「気象庁が近年に・・・」）及び表7は概ね認める。

第3段落（「日本では、・・・」）のうち、第1文（「日本では、・・・」）の2019年（令和元年）に台風15号が「令和元年房総半島台風」と、台風19号が「令和元年東日本台風」と名付けられたことは認め、その余は否認する。訴状46頁脚注67記載の気象庁ウェブサイトの記載によれ

ば、台風の名称を定める基準は、「顕著な被害（損壊家屋等1,000棟程度以上または浸水家屋10,000棟程度以上の家屋被害、相当の人的被害など）が発生し、かつ後世への伝承の観点から特に名称を定める必要があると認められる場合」とされている。同第2文（「台風に名称がつけられたのは、・・・」）は認める。同第3文（「これらの台風が・・・」）のうち、表5の「名称」及び「地域」において、それぞれ「被害」記載の降雨災害があったことは認めるが、「被害家屋」及び「犠牲者」記載の詳細な数値については不知。その余は、不知ないし争う。

第4段落（「直近では、・・・」）は認める。

オ 「(5) 一次産業への影響」について

不知。

カ 「(6) 人間社会への影響」について

第1段落（「気候変動は、・・・」）及び第2段落（「経済面でも、・・・」）は不知。

第3段落（「日本銀行も気候変動に・・・」）は、日本銀行のウェブサイト（「気候変動に関する日本銀行の取り組み方針について」（訴状48頁脚注73））に掲載されている日本銀行の気候変動に関する取り組み方針の内容として、金融政策及び研究調査が含まれることは認め、その余は不知。

第4段落（「また、公益社団法人・・・」）は認める。

第5段落（「こういったスポーツへの影響は・・・」）及び第6段落（「このように・・・」）は不知。

(3) 「3 気候変動の予測及び深刻化する被害」について

ア 「(1) 上昇する世界平均気温」について

第1段落（「AR6WG1では・・・」）は概ね認める。なお、訴状49頁記載の図16ではやや不鮮明であるが、同図記載の「SSP5-8.5」から「SSP5-1.9」までの5本のグラフの周辺に色付けされている



陰影は、予測の不確実性の範囲を示すとされている（甲B4・22頁）。

第2段落（「このうち・・・」）のうち、「SSP2-4.5」が、現在の各国の削減目標を足し合わせたレベルに近いとされている」との部分については、同シナリオが、2030年までの各国の温室効果ガス削減目標である「自国決定貢献（NDC）」を集計した排出量の上限にほぼ位置すると評価されている<sup>2</sup>意味において特に争うものではなく、その余は否認する。「SSP2-4.5」につき訴状49頁表8に記載されているのは、2040年までの気温上昇について、1.2℃から1.8℃の範囲が可能性の非常に高い範囲とされ、最良推定値が1.5℃であること、2060年までの気温上昇について、1.6℃から2.5℃の範囲が可能性の非常に高い範囲とされ、最良推定値が2.0℃であることである。

第3段落（「また、5つの排出シナリオ・・・」）及び第4段落（「重要なのは・・・」）は、甲B第4号証及び世界気象機関（WMO）の2024年6月5日付けの報告においてこれらの段落に記載の趣旨の報告がなされているとの限度で認め、その余は不知。

#### イ 「(2) 極端な高温、大雨、干ばつの発生頻度・強度の増加」について

第1段落（「気温上昇により・・・」）は不知。なお、「極端現象」の指す内容が不明瞭である。

第2段落（「下図17（甲B4・18頁・図SPM.6）・・・」）及び図17は甲B第4号証において同段落記載の趣旨の報告がなされているとの限度で認め、その余は不知。なお、図17の「頻度」の表示は、「様々な共通社会経済経路（SSP）シナリオの下でのCMIP6のシミュレーションによるマルチモデルアンサンブルの中央値（太字）と可能性が高い

---

<sup>2</sup> 経済産業省ウェブサイト「気候変動に関する政府間パネル第6次評価報告書 第1作業部会報告書（自然科学的根拠）の公表について」（<https://www.meti.go.jp/press/2021/08/20210809001/20210809001.html>）の「別添3 参考資料（IPCCの概要や報告書で使用される表現等について）」

範囲（５～９５％の範囲）」を示しているが、同段落の「５０年に一度発生するような高温の発生頻度は・・・予測されている。」との部分には、中央値のみが引用されている。

第３段落（「また、大雨についても・・・」）は甲Ｂ第４号証において同段落記載の趣旨の報告がなされているとの限度で認め、その余は不知。第２段落と同様、同段落の「１０年に一度発生するような大雨の発生頻度は・・・予測されている。」との部分には、図１７に示す頻度に係る中央値のみが引用されている。

第４段落（「なお、ＡＲ５のもとでの・・・」）及び図１８は、気象庁及び環境省のウェブサイト上の資料（訴状５２頁脚注７５、７６）に、同段落記載の趣旨の記載及び図１８が掲載されている限度で認める。

第５段落（「また、日降水量が・・・」）及び図１９は、気象庁のウェブサイト上の資料（訴状５３頁脚注７７）に同段落記載の予測が記載されていること及び図１９が掲載されている限度で認め、その余は不知。

第６段落（「干ばつも同様に・・・」）は不知。なお、同段落記載の予測の出典は明らかではない。

#### ウ 「(3) 海水温の上昇等による更なる温暖化の加速等」について

第１段落（「人為的な温室効果ガスの・・・」）のうち、第２文（「１８９１年から２０２２年まで・・・」）のとおり、気象庁のウェブサイト（訴状５４頁脚注８１）に１８９１年から２０２２年までの海面水温の変化率が０．６℃であると記載されていることは認め、その余は不知。

第２段落（「現在の排出水準が・・・」）は不知。気象庁のウェブサイト（訴状５４頁脚注８１）に図２０の記載があることは認める。

第３段落（「海洋は二酸化炭素の・・・」）のうち、気象庁のウェブサイト（訴状５５頁脚注８２）に、地球温暖化の進行により海洋の二酸化炭素の吸収能力が低下する旨の記載があることは認め、その余は不知。

第4段落（「そして、海水温が・・・」）のうち、気温が1℃上昇すると飽和水蒸気量が約7%上昇するとされていることは認め、その余は不知。

第5段落（「他方、陸域では・・・」）は、気象庁ウェブサイト（訴状55頁脚注83）及び甲B第7号証49頁に同段落記載の内容が記載されている限度で認め、その余は不知。

第6段落（「つまり、今後、・・・」）は不知。

#### エ 「(4) 台風被害の増加、非常に強い台風の数の増加」について

第1段落（「気温上昇に伴い・・・」）は、甲B第7号証47頁に同段落記載の内容が記載されている限度で認め、その余は不知。

第2段落（「環境省は・・・」）は認める。

第3段落（「この環境省による・・・」）は概ね認める。なお、環境省ウェブサイトの資料（訴状56頁脚注85、86）10頁では、荒川についてのピーク流量として2℃上昇シナリオで約12%、4℃上昇シナリオで約28%の増加との計算をしている。

第4段落（「このシミュレーションから・・・」）は不知。

#### オ 「(5) 海面水位の更なる上昇」について

第1段落（「上述の通り・・・」）は、甲B第7号証56、58、59頁に同段落記載の内容が記載されている限度で認め、その余は不知。

第2段落（「海面水位上昇の予測を・・・」）及び図21は、甲B第4号証22頁に、同段落記載の内容の予測を示す図（同頁(d)）が記載されている限度で認め、その余は不知。

第3段落（「東京、名古屋・・・」）は否認する。仮に原告ら主張のとおり海面水位の上昇が生じる場合であっても、浸水の有無は将来における沿岸部の防潮堤等による対策等の状況により異なり得るものであり、多くの人の住まいが海面に沈み、土地建物が失われるといった事態が確実に生

じるとされているものではない。

カ 「(5) 生態系の喪失」について(注:(6)の誤記と思われる。)

第1段落(「我が国では、・・・」)は、環境省気候変動影響評価等小委員会の資料(訴状61頁脚注87)において、概ね同段落記載のとおり報告がされていることは認め、その余は不知。

第2段落(「その中で・・・」)のうち、「たとえば、日本での最北の・・・ライチョウは絶滅してしまうとの報告がある」との部分につき、訴状61頁脚注88の資料において同内容の報告が記載されていること及び生物多様性基本法の前文において「人類は、生物の多様性・・・基盤となっている」との記載があることは認め、その余は不知。

キ 「(6) 気候変動の激甚化への不安」について(注:(7)の誤記と思われる。)

第1段落(「地球温暖化による・・・」)のうち、訴状61頁脚注89、69頁脚注93の資料において、概ね第2文記載の調査結果が報告されていることは認め、その余は不知。

第2段落(「また、全世界の・・・」)は認める。

第3段落(「このように気候変動の・・・」)は不知。

ク 「(7) 若者及び将来世代への影響」について(注:(8)の誤記と思われる。)

第1段落(「ここまで・・・」)は不知。

第2段落(「図25・・・」)及び図25については、甲B第8号証ではなく甲B第9号証の誤記であると思われるが、甲B第9号証18頁において、同段落第1文(「図25(甲B8・AR6統合報告書解説・18頁)は、・・・」)記載の内容を示す図があることは認め、その余は不知。

第3段落(「しかも、IPCCAR6・・・」)のうち、甲B第6号証34頁において、「この10年間に行う選択や実施する政策」が将来において影響を有する旨の報告がなされていることの限度で認め、その余は不知。

(4) 「4 危険な気候変動の影響は人権への侵害であること」について  
知らないし争う。

(5) 「5 原告らの権利・利益の被害」について

「原告らは十代から・・・原告らの生命、身体や自己決定権等の権利及び利益の侵害である。」については知らないし争う。

ア 「(1) 苛烈な暑さによる身体及び成長発達権等の侵害」について

第1段落（「原告の中には・・・」）ないし第18段落（「また、気候変動により生物多様性が・・・」）は不知。

第19段落（「このように、原告らは・・・」）及び第20段落（「以上のように・・・」）は争う。

イ 「(2) 災害による生命、身体及び財産権侵害の危険」について

(ア) 「ア 水害」について

不知。

(イ) 「イ 山火事」について

不知。

ウ 「(3) 原告らが受けている精神的損害」について

(ア) 「ア 気候悪化による不安」について

第1段落（「地球温暖化や環境破壊などの・・・」）は不知。

第2段落（「気候不安については・・・」）は認める。

第3段落（「同調査によると・・・」）及び図26につき、訴状69頁脚注93、94記載の調査において、図26記載のとおり設問と回答結果が記載されていることは認め、その余は不知。

第4段落（「また、上述したような・・・」）は不知。

第5段落（「また、気候変動により・・・」）は争う。

第6段落（「以上の通り・・・」）は知らないし争う。

(イ) 「イ 自らの生活や自国から多量のCO<sub>2</sub>を排出することに・・・」について

第1段落（「原告らは・・・」）ないし第13段落（「それは、直接被害者と・・・」）のうち、第3段落（「環境基本法は・・・」）及び第4段落（「そして、同法第9条は・・・」）記載の環境基本法第3条及び第9条の規定の抜粋部分は認め、その余は知らないし争う。

第14段落（「以上の通り・・・」）は争う。

エ 「(4) 原告らが将来受ける権利・利益の侵害」について

第1段落（「第5・1～4・・・」）は不知。

第2段落（「また、原告らは・・・」）ないし第4段落（「しかも、その・・・」）は争う。

6 「第6 被告らの排出削減義務（違法性）」について

(1) 「1 世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑えるために・・・」について

ア 「(1) はじめに」について

第1段落（「国連は1988年に・・・」<sup>3</sup>）は認める。

第2段落（「2022年6月30日・・・」）ないし第5段落（「こうした1.5℃目標の実現・・・」）は知らないし争う。なお、ブラジル最高裁判所の判示に係る主張は認否の限りでない。

イ 「(2) パリ協定採択に至るまでの経緯」について

(ア) 「ア 気候変動枠組み条約採択に至る経緯」について

第1段落（「CO<sub>2</sub>の排出による・・・」）は不知。

第2段落（「気候変動が国連の・・・」）は認める。

第3段落（「その後、最初の世界気候会議・・・」）及び第4段落（「また、1985年には・・・」）は、同記載のうち各会議の存在、開催年及

---

<sup>3</sup> 訴状訂正申立書（2頁）による訂正後

び開催場所は認め、その余は不知。

(イ) 「イ 国連気候変動枠組条約と・・・」について

第1段落（「国連気候変動枠組条約・・・」）ないし第4段落（「UNFCCC第7条は・・・」）は認める。

第5段落（「1997年12月のCOP3で・・・」）は、京都議定書における先進国全体の排出量削減目標が1990年比6%減であることは否認し、その余は認める。当該目標は少なくとも同5%減とされている<sup>4</sup>。

ウ 「(3) パリ協定の採択と温度目標」について

第1段落（「COP16（2010年）・・・」）は、AR5WG1において、CO<sub>2</sub>の累積的排出量と地球の平均気温の上昇とがほぼ比例関係にあるとされたことは認め、その余は不知。

第2段落（「この科学の知見と・・・」）は、2015年にパリ協定が採択され、2016年に発効し、日本も批准したこと及びその内容については認め、その余は不知。

第3段落（「パリ協定は、地球温暖化の・・・」）は認める。もっとも、パリ協定4条2項は、「・・・締約国は、当該国が決定する貢献の目的を達成するため、緩和に関する国内措置を遂行する」としており（甲A2）、私人である国内事業者を法的に拘束するものではない。

エ 「(4) 1. 5℃目標を目指す合意」について

(ア) 「ア IPCC 1. 5℃特別報告書」について

第1段落（「パリ協定が採択された・・・」）のうち、第1文（「パリ協定が採択された・・・」）及び第2文（「1. 5℃の気温上昇でも・・・」）は概ね認める。ただし、原告らが指摘するSR1. 5の公表内容は、いずれも「確信度が高い」としており、事実として明言しているわけでは

---

<sup>4</sup> 環境省「京都議定書の要点」(<https://www.env.go.jp/content/900447692.pdf>)

ない。同第3文（「第5で述べた・・・」）は認否の限りでない。

第2段落（「既に世界で平均気温の・・・」）は不知。

(イ) 「イ 1. 5℃目標の残余のカーボンバジェット量・・・」について  
いずれも知らないし否認し、主張は争う。

原告らの指摘するAR6WG1は、カーボンバジェットにつき推定値であるとし、「非CO<sub>2</sub>排出削減の程度により・・・220GtCO<sub>2</sub>以上増減しうる」など、相当程度の変動が想定された値を示しているにすぎない。

(ウ) 「ウ 1. 5℃目標の実現に求められる排出削減の水準」について

第1段落（「AR6WG1では、・・・」）は認める。

第2段落（「図29のように・・・」）ないし第5段落（「この図からも明らかのように・・・」）は不知。

第6段落（「このようなAR6WG1の報告・・・」）のうち、第1文（「このようなAR6WG1の報告・・・」）及び第2文（「グラスゴー気候合意では、・・・」）は認め、第3文（「さらに、1.5℃の・・・」）は否認する。AR6WG1の報告においては、世界全体のCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロとする時期を今世紀半ば頃としており、また、石炭火力の段階的廃止ではなく、「排出削減対策の講じられていない石炭火力発電の逡減（フェーズダウン）・・・に向けた努力を加速させること」が「締約国」に対して求められているにとどまる（甲A3・4頁）。

第7段落（「ところで、2035年頃・・・」）及び第8段落（「2023年の平均気温は・・・」）は知らないし争う。

(エ) 「エ AR6統合報告書（AR6SYR）・・・」について

第1段落（「2023年4月に公表・・・」）は認める。

第2段落（「COP28（甲A13）・・・」）及び第3段落（「即ち、AR6SYR・・・」）は、否認ないし争う。訴状85頁表11（甲B6・



29頁)の削減量は、2030年に36から69%、2035年に50から96%という幅のある数値が提示されている。また、COP28における排出削減水準は、各締約国の決定ではなく、「各国の状況、経路、アプローチの違いを考慮し、各国が決定した方法で・・・貢献するよう呼びかける」ものであり(甲A13-2・5頁)、COP28において同削減目標が合意、確認されたものではないし、国際的公序であるともいえない。

オ 「(5) 1. 5℃目標に対する日本の・・・」について

いずれも不知、主張は争う。各国の残余カーボンバジェットを算出する共通的な見解は存在しない。CO<sub>2</sub>削減は世界全体で問題となるものであり、原告らの主張する人口比による計算による数値が日本の残余カーボンバジェットとして適切であると考えらることに合理性はない。

(2) 「2 被告ら電力セクターは、他のセクターより・・・」について

ア 「(1) 化石燃料インフラからの排出量だけで・・・」について

第1段落(「2022年4月・・・」)及び第2段落(「ここでいう化石燃料インフラとは・・・」)は、AR6WG3(甲B5)に同趣旨の記載があるという限度で認め、その余は不知。なお、同報告は、今後の推定累積CO<sub>2</sub>につき、460から890Gtと幅のある数値を予測している(甲B5・17頁)。

第3段落(「甲B8・9頁の図・・・」)は不知。

第4段落(「即ち、世界において・・・」)は不知ないし否認する。AR6WG3は、IPCCにおける気候変動の自然科学的根拠に関する主要な知見を提示するものにとどまり、石炭火力発電所の廃止等を含む特定の政策について意見を述べるものではない。

イ 「(2) 電力セクターに求められるCO<sub>2</sub>削減の経路」について

不知。

ウ 「(3) 国際的に早期の・・・」について

第1段落（「上述したように・・・」）は否認し、その余は知らないし争う。COP28における第1回グローバルストックテイクでは、削減対策がとられていない石炭火力発電は、フェーズアウト（段階的廃止）ではなく、フェーズダウン（段階的削減）に向けた取組みを加速させることが要請された（甲A13-1・6頁）。

エ 「(4) 直近の状況」について

第2段落（「1.5℃目標の実現に・・・」）は否認し、その余は知らないし争う。2024年4月29日～30日にトリノで開催されたG7 気候・エネルギー・環境大臣会合では、各国は、2030年代前半、又は、気温上昇を1.5℃に抑えることを射程に入れ続けることと整合的なタイムラインで、排出削減対策が講じられていない既存の石炭火力発電をフェーズアウトすることが合意されたのであり、その時期を2030年代前半に特定していない<sup>5</sup>。

なお、日本において「排出削減対策がとられていない（Unabated）石炭火力」の定義は明確になっておらず、見解は分かれている。

オ 「(5) 再生可能エネルギーへの移行・既存技術の活用・・・」について

第1段落（「AR6WG3（甲B5）によれば・・・」）は知らないし争う。

第2段落（「AR6WG3の解説資料（甲B8）・・・」）及び第3段落（「同頁に記載された図35の図・・・」）は、甲B第8号証に原告らの指摘する記載が存在することは認め、その余は不知。なお、AR6WG3では、訴状94頁図36として引用する数値について、「相対的なポテンシャルとコストは、国によって、また2030年以降長期的に変化する」とされて

<sup>5</sup> 環境省「日本語訳（仮訳）G7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ」（<https://www.env.go.jp/content/000224818.pdf>）。

おり（甲B5・47頁）、日本においても同図の削減ポテンシャルが当てはまるとは限らない。

第4段落（「IEAレポート（2021年）・・・」）は不知。

カ 「(6) 小括」について

争う。

石炭火力発電を真っ先に廃止すべきことが国際的な共通認識であるとはいえず、本件削減目標（訴状第6の2(6)〔95頁〕で定義するものをいう。以下同じ。）は、法的な義務として私人である被告ら8社を拘束するものではない。

(3) 「3 国際公序に基づく大規模排出企業の排出削減が・・・」について

ア 「(1) はじめに」について

被告ら8社が私企業であることは認め、その余は知らないし争う。

なお、原告らは、「事業者など非国家主体の役割は極めて大きく、パリ協定と併せて採択されたパリ決定でもその役割が位置づけられている（甲A12）」と主張するが、甲A第12号証では、「Welcomes the efforts of all non-Party stakeholders」（訳：非締約国ステークホルダーの努力を歓迎する）と記載されており、仮に被告ら8社が非締約国ステークホルダーに該当するとしても、非締約国ステークホルダーに期待されているのはあくまで「努力」のみである（すなわち、本件削減目標に従ってCO<sub>2</sub>を削減する「法的義務」ではない。）。

イ 「(2) 被告企業らの国際的規範に基づく・・・」について

(ア) 「ア 国連指導原則」について

a 「(ア) 国連指導原則の制定経緯・・・」について

第1段落（「ビジネスと人権に関する国連指導原則・・・」）ないし第9段落（「各原則は、この枠組みの本質的な構成要素であ

る・・・」) は、国連指導原則の存在及びそこに原告らの引用する記載があることは概ね認め、その余はいずれも不知。2008年に国連人権理事会によって採択された国連の「保護、尊重、救済の枠組み」(UN Protect, Respect, Remedy Framework) は企業に対して法的な義務を課すものではなく、当該枠組みの「Introduction」第9項及び脚注5には、「the State duty to protect against human rights abuses by third parties, including business; the corporate responsibility to respect human rights (訳: 企業を含む第三者からの人権侵害から保護する国家の法的義務、人権を尊重する企業の道義的責任)」、及び「The duty to protect is well established in international law and must not be confused with the concept of the “responsibility to protect” in the humanitarian intervention debate (訳: 保護する法的義務は国際法において十分確立されており、人道的介入の議論における保護する道義的責任の概念と混同されてはならない)」との記載が存在しており、これらの記載を併せて読めば、前記枠組みでは国家の負う「duty (法的義務)」と企業の負う「responsibility (道義的責任)」が明確に区別されていることが理解できる。

第10段落(「国家は企業による人権侵害から・・・」) は否認ないし争う。

b 「(イ) 国連指導原則の位置付け・・・」について

第1段落(「上述のとおり・・・」)及び第2段落(「ビジネスと人権の領域・・・」)は不知。「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」(甲A4)(以下「国連指導原則」という。)は企業に対して法的な義務を課すものではない(後記第3の2(2)ア(i))。

第3段落(「国連指導原則は・・・」)は否認ないし争う。

c 「(ウ) 国連指導原則の内容」について

第1段落(「国連指導原則は・・・」)ないし第3段落(「人権への負の影響に対処することは・・・」)は否認ないし争う。

第4段落(「また、国連指導原則では・・・」)は、国連指導原則が企業に対して法的な義務を課すものではないことを前提として認める。

d 「(エ) 被告企業らに国連指導原則が適用されること」について

第1段落(「以上のとおり・・・」)は、国連指導原則(甲A4)の3頁に「この指導原則は、すべての国家とすべての企業に適用される」との記載が存在する限度で認め、その余は否認ないし争う。

第2段落(「また、被告らは・・・」)は、被告ら8社が企業ポリシー等において国連指導原則を支持・尊重する旨を示している限度で認め、その余は否認ないし争う。また、そもそも国連指導原則は企業に対して法的な義務を課すものではない。

第3段落(「したがって・・・」)は、国連指導原則(甲A4)の3頁に「この指導原則は、すべての国家とすべての企業に適用される」との記載が存在する限度で認め、その余は否認ないし争う。

(イ) 「イ OECD多国籍企業行動指針」について

a 「(ア) OECD責任ある企業行動に関する・・・」について

概ね認める。ただし、OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針（以下「OECD行動指針」という。）に法的拘束力はなく（後記第3の2(2)ア(ウ)）、また、OECD（経済協力開発機構）の加盟国は現在38か国である。

b 「(イ) OECD行動指針の内容」について

OECD行動指針において原告らの引用している記載が存在することは認め、その余は不知。ただし、OECD行動指針・第6章76（甲A5・31頁）には、「温室効果ガス排出ネット・ゼロへの移行プロセスの間、多くの事業活動は一定程度温室効果ガスを排出する・・・ことが予想される」とも記載されており、原告らの主張ではかかる記載が引用されていない。

c 「(ウ) 被告企業らにOECD行動指針が適用されること」について

第1段落（「被告企業らのなかには・・・」）は否認ないし争う。原告らが訴状104頁脚注117において認めるとおり、OECD行動指針では、多国籍企業の明確な定義はなされておらず、CO<sub>2</sub>が国境を越えて影響を及ぼすことを理由として被告ら8社がOECD行動指針上の「多国籍企業」に該当するとは解されない。なお、被告北陸電力及び被告北海道電力の令和5年度の有価証券報告書上の連結子会社には、それぞれ外国会社が含まれていない。

第2段落（「そのため・・・」）は否認ないし争う。

(ウ) 「ウ 国連「グローバル・コンパクト」」について

第1段落（「国連は・・・」）及び第2段落（「グローバル・コンパクトの10原則は・・・」）は認める。ただし、グローバル・コンパクトに法

的拘束力はない（後記第3の2(2)ア(エ)）。

第3段落（「これらの原則に賛同する企業が・・・」）は、被告Jパワー及び被告東北電力がグローバル・コンパクトに参加しており、両社がその原則に賛同し、その実現に向けて努力を継続することが求められていることの限りで（すなわち、本件削減目標に従ってCO<sub>2</sub>を削減する「法的義務」を負うものでないことを前提として）認める。被告JERAに関する事項は認否の限りでない。

第4段落（「したがって・・・」）は否認ないし争う。

**(エ) 「エ 被告企業らが国際的規範に基づき・・・」について**

第1段落（「気候変動は・・・」）は認否の限りでない。

第2段落（「企業の人権尊重義務を定める・・・」）は、国連指導原則（甲A4）の3頁に「この指導原則は、すべての国家とすべての企業に適用される」との記載が存在し、被告Jパワー及び被告東北電力がグローバル・コンパクトに参加している限度で認め、その余は知らないし否認し、主張は争う。

第3段落（「上述のとおり・・・」）は知らないし争う。

第4段落（「これらを合わせ考えれば・・・」）は否認ないし争う。繰り返しになるが、被告ら8社は、本件削減目標に従ってCO<sub>2</sub>を削減する「法的義務」を負わない。

**(オ) 「オ 被告らが「応分の負担」を負うこと」について**

原告らのいう「応分の負担」の意義が不明確であるが、仮に「応分の負担」がCO<sub>2</sub>を削減する法的義務を意味するとすれば争う。

**ウ 「(3) 海外における気候訴訟判決における企業の削減義務」について**

「海外においては」で始まる第1文については認否の限りでない。

**(ア) 「ア アジェンダ財団ら 対 オランダ政府事件 (オランダ)」について**

認否の限りでない。

(イ) 「イ Milieudifensie ら 対 ロイヤルダッチシェル事件・・・」について

認否の限りでない。なお、原告らが摘示するハーグ地方裁判所の2021年5月26日判決は、令和6年11月12日、控訴裁判所により取り消された（令和6年11月13日付け日本経済新聞電子版（丁1））。

(ウ) 「ウ マイク・スミス 対 フォンテラら・・・」について

認否の限りでない。

(エ) 「エ 小括」について

第1段落（「このように・・・」）は認否の限りでない。なお、原告らが主張する「マイク・スミス 対 フォンテラら」の訴訟に係るニュージーランド最高裁判所の判決は、当該訴訟の原告であるマイク・スミス氏の訴えを却下した下級審裁判所の判決を覆したにすぎず、同氏の請求を認容したものではない。

第2段落（「当該義務の発生根拠として・・・」）は認否の限りでない。

第3段落（「したがって・・・」）は争う。

エ 「(4) 排出削減義務は国内法からも基礎づけられること」について

(ア) 「ア 環境基本法」について

第1段落（「環境基本法・・・」）及び第2段落（「同条に定められる基本理念としては・・・」）は、原告らが引用する記載が環境基本法に記載されていることの限りで認める。

第3段落第1文（「事業者の責務としては・・・」）は認める。同第2文（「ここには・・・」）は、環境基本法8条4項において事業者が「その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努める」ことを内容とする努力義務が定められていることの限度で認め、その余は否認ないし争う。



(イ) 「イ 環境基本計画」について

第1段落（「環境基本法第15条・・・」）は認める。

第2段落（「これらの点のみからしても・・・」）は争う。なお、被告ら8社は気候変動対策に取り組むことの重要性を認識し、これに取り組んでいる。

(ウ) 「ウ 地球温暖化対策促進法（温対法）」について

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）において、原告らの引用する規定があることは認め、その余は否認ないし争う。なお、温対法において、「国は・・・地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする」（同法3条1項）とされているのに対し、事業者は、「温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない」（同法5条）として努力義務が規定されているにとどまり、同法は、国と事業者それぞれが負う責務の重みを明確に区別して規定している。

また、温対法23条の定める事業者の努力義務は「温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ」たものとされているところ、原告らの主張では当該部分が省略されている。

(4) 「4 結語・・・」について

第1段落（「以上に述べてきた通り・・・」）は否認ないし争う。

第2段落（「そのような世界的な流れ・・・」）及び第3段落（「同様に・・・」）のうち外国判決に係る主張は認否の限りでなく、その余は知らないし争う。

第4段落（「このように・・・」）ないし第7段落（「従って・・・」）のうち外国判決に係る主張は認否の限りでなく、その余は争う。

## 7 「第7 被告らの義務違反行為」について

### (1) 「1 被告ら発電事業者は極めて大規模の排出事業者・・・」について

#### ア 「(1) 排出削減目標の基準年である2019年度の・・・」について

第1段落（「日本の温室効果ガス排出量及びその内訳・・・」）ないし第4段落（「下図はこれらの関係を図示したものである・・・」）は概ね認める。

第5段落（「以下の図39に示すとおり・・・」）は、図39の記載内容の正確性が不明であり、不知。

第6段落（「発電部門からの排出量は2019年以降も・・・」）のうち、第1文（「発電部門からの排出量は2019年以降も・・・」）は否認する。

「発電部門からの排出量は2019年以降も減少しておらず、日本の温室効果ガス全体に占める割合」が「増加している」ことは図39からは読み取れない。同第2文（「この傾向は産業部門や・・・」）は否認する。原告らの推測に過ぎない。

第7段落（「発電部門は日本の最大の・・・」）は概ね認める。

第8段落（「そして、以下の図40は・・・」）は、図40の記載内容の正確性が不明であり、不知。

なお、図40を前提とすれば、以下のとおり、石炭火力からの排出量は2013年度をピークに減少傾向にある<sup>6</sup>。

2013年度：291

2014年度：285

2015年度：284

<sup>6</sup> 図40は不鮮明であり判読困難であるが、引用元と思われる「環境省 エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量全体」6頁 (<https://www.env.go.jp/content/000098690.pdf>) に記載がある。

2016年度：279

2017年度：281

2018年度：267

2019年度：262

(図40 石炭火力の排出量より。単位：百万tCO<sub>2</sub>)

イ 「(2) 日本の発電事業にかかるCO<sub>2</sub>排出量は・・・」について  
概ね認める。

ウ 「(3) 被告らは国内最大級のCO<sub>2</sub>排出事業者であること」について

第1段落(「表17は、2019年度の・・・」)ないし第3段落(「被告神戸製鋼の100%子会社・・・」)は、表17の記載内容の正確性が不明であり、不知。表17記載の「その他の事業者排出量合計」の意味も不明である。なお、被告ら8社(いずれも、子会社等を含まない被告ら8社法人単体)の2019年度における「エネルギー起源CO<sub>2</sub>(発電所等配分前)」は以下のとおりである<sup>7</sup>。

被告東北電力：30,342,897 tCO<sub>2</sub>

被告Jパワー：42,735,608 tCO<sub>2</sub>

被告関西電力：26,600,000 tCO<sub>2</sub>

被告九州電力：18,300,000 tCO<sub>2</sub>

被告中国電力：18,977,972 tCO<sub>2</sub>

被告北陸電力：16,500,000 tCO<sub>2</sub>

被告北海道電力：13,019,527 tCO<sub>2</sub>

---

<sup>7</sup> 環境省及び経済産業省 令和4年12月13日付け「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による令和元(2019)年度温室効果ガス排出量の集計結果」(令和5年10月27日修正)

([https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/result/r01/result\\_R1\\_20231027.pdf](https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/result/r01/result_R1_20231027.pdf))

被告四国電力 : 7, 370, 000 tCO<sub>2</sub>

被告JERA及び被告神戸製鋼に関する事項は認否の限りでない。

第4段落（「相馬共同火力及び常磐共同火力は・・・」）のうち、第1文（「相馬共同火力及び常磐共同火力は・・・」）は、訴状第7の1(3)〔122頁〕記載の「グループ会社」の意義が明確でないものの、被告東北電力が相馬共同火力発電株式会社及び常磐共同火力株式会社に出資していること、被告中国電力が瀬戸内共同火力株式会社に出資していることは、その限度で認め、第2文（「被告JERA、被告Jパワー・・・」）は、主語がなく意味が明確でないことから認否できない。

(2) 「2 被告らは大量のCO<sub>2</sub>を排出する火力発電事業者・・・」について

ア 「(1) 被告らに求められる排出削減の水準と経路」について

第1段落（「上述したように・・・」）は、概ね認める。被告JERA及び被告神戸製鋼に関する事項は認否の限りでない。

第2段落（「今日、問われているのは・・・」）及び第3段落（「既に述べたとおり・・・」）は、否認し、主張は争う。既に述べたとおり、被告ら8社は、原告らが主張するCO<sub>2</sub>排出削減の法的義務は負っていない。また、後述のとおり、被告ら8社は、各社が適切かつ合理的であるとするCO<sub>2</sub>排出削減目標を定め、その実現を目指している。

イ 「(2) 被告らが排出削減義務を負う排出量には・・・」について

一般論として、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量の算定が推奨される場合があることは認め<sup>8</sup>、その余は否認する。

---

<sup>8</sup> 環境省及び経済産業省 2023年3月付け「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（ver. 2.5）」

([https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/gvc/files/tools/GuideLine\\_ver.2.5.pdf](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/tools/GuideLine_ver.2.5.pdf))

ウ 「(3) 被告らはその販売に係るCO<sub>2</sub>排出量を・・・」について

第1段落（「被告らは、各企業グループ傘下に・・・」）ないし第3段落（「被告らのポリシーには・・・」）は、概ね認める。被告JERA及び被告神戸製鋼に関する事項は認否の限りでない。

第4段落（「このように・・・」）は、被告ら8社において、法律上、自己の経営について自ら意思決定を行い、またそのグループ企業の経営に関与できる余地があることは認め、その余は否認する。CO<sub>2</sub>排出量については、我が国において電力の安定供給を実現するという観点では、日本において活用できる非化石電源は限られていることや他国と連系線がつながっていない日本の地理的特性といった要素を考慮する必要があるとともに、日々の系統運用上の観点でも、再生可能エネルギーの拡大を踏まえた需給調整のための火力電源の稼働などが必要となり、被告ら8社の意思のみによって発電量やCO<sub>2</sub>排出量をコントロールできるものではない。また、被告ら8社が自己のグループ企業の経営に関与する余地があるとはいえ、グループ企業の具体的な経営はグループ企業の自主性に基づいて行われるものであり、被告ら8社が自己のグループ企業の経営やCO<sub>2</sub>排出量を常にコントロールできるものではない。被告JERA及び被告神戸製鋼に関する事項は認否の限りでない。

第5段落（「よって、本件訴訟においては・・・」）及び第6段落（「以下、それを前提にして・・・」）は、認否の限りでない。

(3) 「3 被告らの国内での販売にかかる電力からの・・・」について

ア 「(1) 被告JERAの設立経緯及び発電設備等」について

認否の限りでない。

イ 「(2) 被告東北電力の設立経緯及び発電設備等」について

被告東北電力が1951年に設立されたいわゆる旧一般電気事業者であること、2024年6月26日時点において、東新潟火力発電所等によ

って発電事業を行っていること、その他、共同火力（一般に、ある電力会社が他の事業者と共同で出資する会社によって運営される火力発電所を指す。）に関する事項を含め、同日付け電気新聞（丁2）記載の事実は認める。

ウ 「(3) 被告Jパワーの設立経緯及び発電設備等」について

第1段落（「被告Jパワーは1952年に・・・」）は認める。

第2段落（「被告Jパワーは、橘湾火力発電所・・・」）は、被告Jパワーが、2024年6月26日時点において、橘湾火力発電所等によって発電事業を行っていること、発電した電気を被告JERA、被告東北電力等に販売することがあることを含め、同日付け電気新聞（丁2）記載の事実は認める。

エ 「(4) 被告関西電力の設立経緯及び発電設備等」について

被告関西電力が1951年に設立されたいわゆる旧一般電気事業者であること、2024年6月26日時点において、複数の火力発電所によって発電事業を行っていること、その他、共同火力に関する事項を含め、同日付け電気新聞（丁2）記載の事実は認める。

オ 「(5) 被告神戸製鋼の設立経緯及び発電設備等」について

認否の限りでない。

カ 「(6) 被告九州電力の設立経緯及び発電設備等」について

被告九州電力が1951年に設立されたいわゆる旧一般電気事業者であること、2024年6月26日時点において、新大分火力発電所等によって発電事業を行っていること、その他、共同火力に関する事項を含め、同日付け電気新聞（丁2）記載の事実は認める。

キ 「(7) 被告中国電力の設立経緯及び発電設備等」について

被告中国電力が1951年に設立されたいわゆる旧一般電気事業者であること、2024年6月26日時点において、三隅火力発電所等によっ

て発電事業を行っていること、その他、共同火力に関する事項を含め、同日付け電気新聞（丁2）記載の事実は認める。

ク 「(8) 被告北陸電力の設立経緯及び発電設備等」について

被告北陸電力が1951年に設立されたいわゆる旧一般電気事業者であること、2024年6月26日時点において、富山新港火力発電所等によって発電事業を行っていること、その他、同日付け電気新聞（丁2）記載の事実は認める。

ケ 「(9) 被告北海道電力の設立経緯及び発電設備等」について

被告北海道電力が1951年に設立されたいわゆる旧一般電気事業者であること、2024年6月26日時点において、石狩湾新港火力発電所等によって発電事業を行っていること、その他、共同火力に関する事項を含め、同日付け電気新聞（丁2）記載の事実は認める。

コ 「(10) 被告四国電力の設立経緯及び発電設備等」について

被告四国電力が1951年に設立されたいわゆる旧一般電気事業者であること、2024年6月26日時点において、西条火力発電所等によって発電事業を行っていること、その他、同日付け電気新聞（丁2）記載の事実は認める。

なお、被告四国電力は表27記載の住友共同電力株式会社には出資しておらず、その経営にも関与していない。

(4) 「4 被告らに求められる排出削減の水準と経路」について

被告ら8社（単体）の2019年度における「エネルギー起源CO<sub>2</sub>（発電所等配分前）」は前記(1)ウ記載のとおりであり、その限度で認め、その余は知らないし否認し、主張は争う。

一般論として、CO<sub>2</sub>排出量を議論する際に、当該事業者が販売した電力に関するCO<sub>2</sub>の量を考慮する余地があり得ること自体は否定しないが、本件において原告が主張する「販売電力CO<sub>2</sub>排出量」の定義、算出方法等は

原告独自のものであってその内容は明確でなく、認否できない。

被告 J E R A 及び被告神戸製鋼に関する事項は認否の限りでない。

(5) 「5 小括」について

被告ら 8 社（単体）の 2019 年度における「エネルギー起源 CO<sub>2</sub>（発電所等配分前）」は前記(1)ウ記載のとおりであり、その限度で認め、その余は知らないし否認し、主張は争う。

既に述べたように、被告ら 8 社は、原告らが主張する CO<sub>2</sub> 排出削減の法的義務は負っていない。また、表 30 記載の「2019 年度排出量万 t」は表 28<sup>9</sup>記載の「2019 年度販売電力 CO<sub>2</sub> 排出量万 t」を指すものと思われるが、「販売電力 CO<sub>2</sub> 排出量」の定義、算出方法等は原告ら独自のものであってその内容は不明である。

被告 J E R A 及び被告神戸製鋼に関する事項は認否の限りでない。

8 「第 8 被告らに 2030 年度及び 2035 年度の排出許容量を超える排出をしてはならないことを求める本訴請求の必要性」について

(1) 「1 被告らの中期削減計画における目標の実情」について

以下に記載する被告ら 8 社の CO<sub>2</sub> 排出削減目標の限度で認め、その余は否認し、主張は争う。なお、以下の CO<sub>2</sub> 排出削減目標中の「グループ企業」は、グループ企業の一部を指す場合を含む。

(CO<sub>2</sub> 排出削減目標)

被告東北電力 : 被告東北電力及びそのグループ企業において、発電由来の国内 CO<sub>2</sub> 排出量(年間)につき、2030 年度(まで)に、2013 年度実績(5045 万 t CO<sub>2</sub>) から

---

<sup>9</sup> 訴状訂正申立書(2 頁)による訂正後



半減させる（削減後：2520万tCO<sub>2</sub>）ことを目指す（丁3）。

被告Jパワー：被告Jパワー及びそのグループ企業において、国内発電事業におけるCO<sub>2</sub>排出量（年間）につき、2013年度実績（4877万tCO<sub>2</sub>）から、①2025年度（まで）に920万tのCO<sub>2</sub>排出量の削減（削減後：3957万tCO<sub>2</sub>）、②2030年度（まで）に2250万tの削減（削減後：2627万tCO<sub>2</sub>）を目指す（丁4）。

被告関西電力：被告関西電力及びそのグループ企業において、温室効果ガス排出量（年間）につき、2030年度（まで）に、(i)事業活動による排出量については2013年度実績（4710万tCO<sub>2</sub>）から70%削減（削減後：1400万tCO<sub>2</sub>）、(ii)サプライチェーン全体の排出量については2013年度実績（8740万tCO<sub>2</sub>）から50%削減（削減後：4370万tCO<sub>2</sub>）を目指す（丁5）。

被告九州電力：被告九州電力及びそのグループ企業において、サプライチェーン全体の温室効果ガス排出量（年間。いずれも概算値）につき、2030年度（まで）に、2013年度実績（国内外：6200万tCO<sub>2</sub>、国内：6100万tCO<sub>2</sub>）から国内外で60%削減（削減後：2600万tCO<sub>2</sub>）、国内で65%削減（削減後：2200万tCO<sub>2</sub>）を目指す（丁6）。

被告中国電力：被告中国電力において、小売事業（※）及び発電事業（※）におけるCO<sub>2</sub>排出量（年間）につき、2030

年度（まで）に、2013年度実績（小売事業：4228万tCO<sub>2</sub>、発電事業：2504万tCO<sub>2</sub>）から半減（小売事業：2100万tCO<sub>2</sub>（削減後）、発電事業：1250万tCO<sub>2</sub>（削減後））を目指す（丁7）。

（※）小売事業の排出量は小売販売のために調達する自社発電事業や他社の電気などにかかる排出量を指し、発電事業の排出量は自社発電の燃料使用等に伴う直接排出量を指す。

被告北陸電力：被告北陸電力において、小売販売にかかるCO<sub>2</sub>排出量（年間）につき、2030年度時点で、2013年度実績（1769万tCO<sub>2</sub>（※））から50%以上削減（削減後：885万tCO<sub>2</sub>（※）以下）を目指す（丁8）。

（※）基礎排出量をベースとした場合。

被告北海道電力：被告北海道電力及びそのグループ企業の発電部門において、CO<sub>2</sub>排出量（年間）につき、2030年度（まで）に、2013年度実績（1892万tCO<sub>2</sub>）から50%以上削減（削減後：946万tCO<sub>2</sub>以下）を目指す（丁9）。

被告四国電力：被告四国電力の発電部門（※）において、温室効果ガス排出量（年間）につき、2030年度（まで）に、2013年度実績（1221万tCO<sub>2</sub>）から30%削減（削減後：850万tCO<sub>2</sub>）を目指し、被告四国電力の小売部門（※）においては、CO<sub>2</sub>排出量（年間）につき、2030年度（まで）に2013年度実績（1

962万tCO<sub>2</sub>)から半減させる(削減後:約980万tCO<sub>2</sub>)ことを目指す(丁10)。

(※) 発電部門の排出量は自社発電の燃料使用等に伴う直接排出量を指し、小売部門の排出量は小売販売のために調達する自社発電部門や他社の電気などにかかる排出量を指す。

被告JERA及び被告神戸製鋼に関する事項は認否の限りでない。

(2) 「2 被告らの2030年度目標は不明瞭で検証ができないものが多く、かつ不十分であること」について

否認し、主張は争う。

被告ら8社のCO<sub>2</sub>排出削減目標は前記(1)記載のとおりであるが、これらの目標は、電力の安定供給を最重要課題の一つとしたうえで、日本のエネルギー政策、利用可能な各種エネルギー源の構成、電力需要の予測、発電及びCO<sub>2</sub>削減技術の現状並びに将来予測、これらの環境への影響等の諸要素を総合的に考慮したものであって、何ら不十分・不適切ではない。

被告JERA及び被告神戸製鋼に関する事項は認否の限りでない。

(3) 「3 被告らの計画による2030年度の排出予定量は、求められる排出上限量を大きく上回ること」について

前記(1)記載のCO<sub>2</sub>排出削減目標の限度で認め、その余は否認し、主張は争う。原告らの主張は被告ら8社がCO<sub>2</sub>排出削減義務を負うことを前提とするものであるが、既に主張したように被告ら8社は同義務を負うものではなく、それに基づく2030年度・2035年度排出上限量なるものも存在しない。

被告JERA及び被告神戸製鋼に関する事項は認否の限りでない。

(4) 「4 被告らの排出削減対策は、水素アンモニア混焼、CCSの導入に依存したものであり、削減の実効性に欠ける対策であること」について

第1段落（「被告らの中には・・・」）は否認する。例えば、被告北海道電力は非効率石炭火力である砂川発電所等を廃止する予定であることを明らかにしている（丁11）。被告JERA及び被告神戸製鋼に関する事項は認否の限りでない。

第2段落（「また、フェーズアウトの対象以外の・・・」）は概ね認める。もともと、水素混焼及びアンモニア混焼を含む新技術の導入については、技術開発の動向、供給体制の状況等を踏まえる必要があり、被告ら8社が現時点でその詳細な内容を明らかにしていないことは何ら不当ではない。被告JERA及び被告神戸製鋼に関する事項は認否の限りでない。

第3段落（「不十分な削減目標の達成・・・」）のうち、被告ら8社がCO<sub>2</sub>削減のためにアンモニア混焼、水素混焼及びCCSを利用し、またその利用を計画・検討していることは認め、その余は否認する。CO<sub>2</sub>回収技術については、すでに世界において多数の商用プラントが稼働している。また、国内においては、CCSやアンモニア混焼等について検討・実証が行われており、その商用化が期待されている。被告JERA及び被告神戸製鋼に関する事項は認否の限りでない。

第4段落（「化石燃料由来の・・・」）のうち、低炭素水素及びアンモニアの製造過程ではCCSが利用されることは認め、その余は知らないし否認する。日本企業が関与するCCSにおいては、90%以上の回収を実現しているものも存在する。また、今後の技術開発が見込まれるアンモニア混焼、CCSを含む新技術について、現時点での排出削減効果のみに着目して議論する意味は乏しい。

第5段落（「現在、低炭素水素の基準とされている・・・」）及び第6段落（「このように被告らの削減目標は・・・」）のうち、図4.1及び図4.2記載

の内容は概ね認め、その余は否認し、主張は争う。アンモニアの混焼や専焼は、日本政府が2021年に策定した第6次エネルギー基本計画<sup>10</sup>においても火力発電における脱炭素燃料として位置づけられているのであって、被告ら8社がCO<sub>2</sub>排出削減のためにこれらの技術の利用も想定することは何ら不当ではない。

第7段落(「にもかかわらず・・・」)及び第8段落(「こうした広告は・・・」)は否認する。被告ら8社は、アンモニア混焼により火力発電所のCO<sub>2</sub>排出量をゼロとできるとする広報や広告が行っていない。被告JERA及び被告神戸製鋼に関する事項は認否の限りでない。

第9段落(「2024年6月5日・・・」)のうち、2024年6月5日にグテーレス氏が、化石燃料に関する広告の禁止を呼びかけるとも解釈できる発言をしたことは認め、その余は否認する。前述のとおり、被告ら8社は、原告らが主張するような広報や広告が行っていない。

(5) 「5 2035年度の削減目標を定めているのは被告JERAのみであり、他の被告らの2050年までの削減経路は不明で・・・」について

前記(1)記載の被告ら8社のCO<sub>2</sub>削減目標の限度で認め、その余は否認し、主張は争う。

第6次エネルギー基本計画等の国の政策においては2030年度がCO<sub>2</sub>削減の一つの目標年度とされているため、被告ら8社は同年度の削減目標を定めている。他方、被告ら8社は2035年度の目標を定めていないが、本準備書面作成時点においては、国の政策における2035年度の目標水準は検討段階であり、また、脱炭素技術や脱炭素化に向けた各種制度の不確実性が大きいためであって、何ら不当ではない。

被告JERA及び被告神戸製鋼に関する事項は認否の限りでない。

---

<sup>10</sup> (第6次)「エネルギー基本計画」

([https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic\\_plan/pdf/20211022\\_01.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20211022_01.pdf))

- (6) 「6 被告らによる2030年の電力供給計画量は2021年度の93%程度であり、うち石炭火力発電所による電力の割合は増加・・・」について  
電力広域的運営推進機関が毎年電力供給計画を公表していることは認め、その余は否認し、主張は争う。

表33と同じと思われる表は、同機関による「2021年度供給計画の取りまとめ」<sup>11</sup>34頁に「表3-4」として記載されているが、これは「火力については、規制措置による効果等を考慮しない前提で、事業者単位で運転コストが安いものから順に発電量を積み上げているため、運転コストが相対的に安価な石炭火力の発電電力量が多く見積もられている。」という特定的前提・条件のもとで算出される電力量に過ぎず、被告ら8社が、火力発電について2030年度の電力量を2021年度の93%程度とすることや2030年度の石炭火力発電所の電力供給を2021年度より増加させることを実際に計画し、又は具体的に見込んでいるものではない。

- (7) 「7 小括」について

否認し、主張は争う。

被告ら8社のCO<sub>2</sub>排出削減義務を前提とした記載であるが、既に主張したように被告ら8社は同義務を負うものではなく、また、被告ら8社が答弁書において主張したとおり「あらかじめその請求をする必要」（民事訴訟法135条）も認められない。

被告JERA及び被告神戸製鋼に関する事項は認否の限りでない。

---

<sup>11</sup> 電力広域的運営推進機関「2021年度供給計画の取りまとめ」  
([https://www.occto.or.jp/kyoukei/torimatome/files/210331\\_kyokei\\_torimatome\\_2.pdf](https://www.occto.or.jp/kyoukei/torimatome/files/210331_kyokei_torimatome_2.pdf))

9 「第9 再生可能エネルギーへの転換の実現可能性（結果回避可能性）」について

(1) 「1 再生可能エネルギーのポテンシャルは電力需要量の6～7倍あること」について

第1段落（「火力発電を段階的に廃止しても・・・」）ないし第4段落（「この研究は・・・」）は否認する。「令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」及びローレンス・バークレー国立研究所による「2035年日本レポート：電力脱炭素化に向けた戦略」には原告らの主張と同趣旨とも理解される記載があるが、これらの報告書等は、再生可能エネルギーに関する発電設備について、現実的に設置可能な土地、海洋の多寡、地元住民などの関係者との調整可能性、再生可能エネルギーの大量導入による資本コスト、電力系統の補強や安定性維持等の系統コストの増加による社会コストの増加を考慮しておらず、当然に依拠できるものではない。また、再生可能エネルギーについては様々な研究や報告がなされており、原告らが指摘する報告書等のみに依拠してその実現性を議論することはできない。

第5段落（「なお、実際に・・・」）のうち、日本の再エネ比率の数値について2030年の目標値が36から38%であることは認め、その余は不知。

(2) 「2 再エネのコストは大幅に低下していること」及び「3 需給バランスの確保も可能であること」について

否認する。

ローレンス・バークレー国立研究所の研究報告、「レポート2030：グリーン・リカバリーと2050年カーボン・ニュートラルを実現する2030年までのロードマップ」及び自然エネルギー財団作成の「脱炭素の日本への自然エネルギー100%戦略」には原告らの主張と同趣旨とも理解される記載があるが、ローレンス・バークレー国立研究所の研究報告は前記(1)のとお

り、当然に依拠できるものではない。また、前記(1)記載の他の2つの報告書はその前提条件が不明確であって、将来予測の不確実性を考慮できておらず当然に依拠できるものではない。さらに、再生可能エネルギーについては様々な研究や報告がなされており、原告らが指摘する報告書等のみに依拠してその実現性を議論することはできない。

## 10 「第10 被告らの関連共同性」について

### (1) 「1 被告らは電気事業低炭素社会協議会などを通して・・・」について

#### ア 「(1) 電気事業低炭素社会協議会」について

電気事業連合会が2015年7月17日に「電気事業における低炭素社会実行計画」を策定したことは否認し、その余は認める。同計画は、同協議会に加盟する企業等が共同で策定したものであって、同協議会自体が策定したものではない。

被告JERA及び被告神戸製鋼に関する事項は認否の限りでない。

#### イ 「(2) 同協議会の「カーボンニュートラル行動計画」について

第1段落（「2023年11月6日・・・」）は否認する。電気事業低炭素社会協議会は、第6次エネルギー基本計画と地球温暖化対策計画の閣議決定を受けて「カーボンニュートラル行動計画」の見直しを行ったのであり、「経団連カーボンニュートラル行動計画」に合わせて「カーボンニュートラル行動計画」を改定したわけではない。

第2段落（「これは、安定供給を大前提とした・・・」）のうち、電気事業低炭素社会協議会による前記見直し後のカーボンニュートラル行動計画<sup>12</sup>記載の限度で認め、その余は知らないし否認する。原告らは同計画の前提として「安定供給を大前提とした火力の設備容量確保に向け、脱炭素

---

<sup>12</sup> 電気事業低炭素社会協議会「低・脱炭素社会への取組 カーボンニュートラル行動計画」  
(<https://e-lcs.jp/plan.html>)



燃料の混焼等によるCO<sub>2</sub>排出を削減する措置への十分な支援により、脱炭素型の火力発電の導入促進環境が整備されていること」を指摘するが、同計画に記載されている前提は「安定供給を大前提とした火力の設備容量確保に向け、適切なポートフォリオを維持しつつ、脱炭素燃料の混焼等によるCO<sub>2</sub>排出を削減する措置への十分な支援により、脱炭素型の火力発電の導入促進環境が整備されていること」であり、原告らの主張には「適切なポートフォリオを維持しつつ、」との部分が記載されていない。また、同計画ではその他に4項目の前提が置かれているが、原告らの主張にはこれら4項目の前提が記載されていない。さらに、同計画では、目標として「合理性を維持しつつ、政府が示す野心的な『2030年度におけるエネルギー需給の見通し』に基づく国全体の排出係数実現を目指す。」とされているが、原告らの主張には「合理性を維持しつつ、」との部分が記載されていない。

第3段落（「同協議会の同計画における・・・」）ないし第5段落（「第6次エネルギー基本計画・・・」）のうち、表35の記載の2019年度、2021年度及び2022年度の各実績の数値の限度で認め、その余は否認する。2020年度実績の排出量は3.29、排出係数は0.440である。また、電気事業低炭素社会協議会における2030年度の排出係数目標値は0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWh（使用端）であり、第6次エネルギー基本計画の数値との間で乖離はない。

#### ウ 「(3) 被告らが水素・アンモニア利用等で・・・」について

第1段落（「被告JERAは被告東北電力・・・」）のうち、被告JERA、被告九州電力、被告中国電力、被告四国電力及び被告東北電力が2022年11月29日に「JERA、九州電力、中国電力、四国電力、東北電力による水素・アンモニア導入に向けた協業検討について」との発表を

行ったことは認める<sup>13</sup>。もっとも、当該発表はあくまで協業を検討するための覚書を締結したとの内容であって、実際に協業を開始したことを内容とするものではない。

第2段落（「また、被告関西電力は被告神戸製鋼と・・・」）は概ね認める。

第3段落（「このように、被告らは・・・」）は否認する。被告ら8社はCO<sub>2</sub>排出削減として有用性が認められている水素やアンモニアの利用について協業等を検討するものであって、火力発電所を温存するためではない。なお、火力発電所は電力の安定供給のための適切なエネルギー間ポートフォリオの一端を担うものであり、当然のように廃止できるものではない。このことは第6次エネルギー基本計画においても明確に示されている<sup>14</sup>。

(2) 「2 被告らの排出行為には719条1項が準用されること」について否認し、主張は争う。

既に述べたように、被告ら8社は、原告らが主張するようなCO<sub>2</sub>排出削減の法的義務など負っておらず、火力発電所を温存する方向で協力しあう関係にもないため、原告らの主張はその前提を欠く。

## 1.1 「第1.1 結語」について

争う。

---

<sup>13</sup> 被告JERA、被告九州電力、被告中国電力、被告四国電力及び被告東北電力 2022年11月29日付け「JERA、九州電力、中国電力、四国電力、東北電力による水素・アンモニア導入に向けた協業検討について」

([https://www.kyuden.co.jp/press\\_h221129b-1.html](https://www.kyuden.co.jp/press_h221129b-1.html))

<sup>14</sup> 「エネルギー基本計画」(76頁)

(<https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022005/20211022005-1.pdf>)

### 第3 被告ら8社の主張

#### 1 不法行為に基づく差止請求が認められないこと

原告らは、本件における被告ら8社に対する差止請求の法的根拠は不法行為であるとし、不法行為に基づく差止請求について、民法709条の文言に従い、原告らの「権利又は法律上保護される利益」が侵害されるおそれがあり、これが被告の違法な行為により生じる蓋然性がある場合には認められるべきであると主張する（訴状第3の2〔12頁〕）。

しかしながら、我が国の民法上、不法行為の法的効果としては損害賠償が定められるのみであり（民法709条）、損害賠償の方法としても、名誉毀損における原状回復（民法723条）の例外を除けば、金銭賠償の方法によるものと規定されている（民法722条1項、417条）。原告らの主張する不法行為に基づく差止請求は、これを認める明確な実体法上の根拠がない。

また、判例上も、不法行為に基づく差止請求が認められた例はなく<sup>15</sup>、むしろ、最判昭和43年7月4日集民91号567頁は、民法717条の規定に基づく溜池の占有者に対する使用差止めの請求について、「いまだ損害が発生しないのかかわらず、将来損害を生ずるおそれがあることを理由として、その予防のため右工作物の修復を求め、さらにその修復を終えるまでその使用の差止を求めることは、同条（注：民法717条）の規定に基づいてなしえないものと解すべきである」と判示し、民法717条の規定に基づく差止請求が、解釈上も認められないことを明らかにしている。かかる判例に鑑みても、我が国

---

<sup>15</sup> 原告らが訴状第3の1〔11頁〕において引用する裁判例については、このうち名古屋地判昭和47年10月19日判タ286号107頁は、原告の引用する「過去における違法有責な行為に対する被害者の損害賠償請求権を規定している民法第709条がこのような当然の事理を否定する趣旨を含んでいるものと解されるべきではない。」旨判示し、民法709条の存在がおよそ差止請求を否定するものでない旨を述べているものの、民法709条を実体法上の根拠として差止請求が認められる旨判示するものではないと解される。その余の裁判例（広島地決昭和36年4月10日判タ119号86頁、東京地判昭和43年9月10日判タ227号89頁及び東京地判昭和44年7月10日判タ238号151頁）は、いずれも仮処分における判断であり、また、結論として、不法行為に基づく差止請求は認めていない（なお、東京地判昭和43年9月10日判タ227号89頁は、所有権に基づく妨害排除請求として一部の差止めを認めたにとどまるものと解される。）。

の民法上、不法行為は妨害排除請求ないし妨害予防請求の根拠とはならないものと解される（最高裁判所判例解説民事篇平成9年度(下)1447頁参照）。

したがって、本件における不法行為に基づく差止請求は、我が国における実体法上の根拠を欠き、判例にも反するものであって、失当である。

## 2 原告らの請求は不法行為の要件を充足しないこと

不法行為が差止請求の根拠となるものではなく、原告らの本件請求が失当であることは前記1のとおりであるが、この点を措くとしても、原告らの請求は、そもそも不法行為としての要件を充足するものではなく、認められる余地がない。

以下詳述する。

### (1) 原告らの主張する「権利又は法律上保護される利益」の侵害が認められないこと

原告らは、気候変動の影響により、原告らの権利又は法律上保護される利益が侵害されるおそれがあるとして、不法行為に基づき、差止請求をするものであるところ、より具体的には、地球温暖化による気候変動の影響により、極端な気象事象や大規模自然災害等の重大な災害の危険にさらされており、原告らの生命、身体、健康、財産等の権利利益への侵害ないしそのおそれが生じている旨主張するものと解される（訴状第5〔21～73頁〕）。

この点、神戸地判令和5年3月20日〔平成30年(ワ)第1551号〕は、同訴訟の原告らが、地球温暖化による気候変動によって人格権が侵害されるおそれがあること等を理由に、石炭火力発電所の建設、稼働及び発電指示等の差止めを求めたものであるが、同判決は、原告らの生命、身体、健康に被害が生ずる具体的危険が存在すると認めることはできないとして、差止めを否定している（丁12）。

本件における原告らの請求は不法行為に基づく差止請求ではあるものの、地球温暖化による今後の気候変動やそれに伴って発生する被害の予測は、それらの予測が現実化する確率、現実には発生する災害等の内容や程度、現実には災害等が発生する場所などが一概に特定できず様々な可能性があり、具体的にこれらを予測することができるものではない。将来発生する地球温暖化に伴う事象は、気候変動に伴う被害が現実化する確率や、どのような内容・程度の災害等が発生するか、どこで災害等が発生するか等の数多の不確定要素に左右されることになる。すなわち、原告らの主張する生命、身体、健康、財産等への侵害やそのおそれは、現時点において法的に侵害と評価すべき状況が生じていないことはもとより、不確定要素が多岐にわたることからして抽象的な可能性としてしか想定することができないのであって、その具体的危険が生じているということもできない。

また、国際的な枠組みの下、各国では温室効果ガスの削減に向けた取組みがされており、我が国でも、2050年カーボンニュートラルや2030年度削減目標が宣言されており、地球温暖化対策計画に基づく取組みが実施されている。また、本準備書面作成時点において、2035年度以降の削減目標設定に向けた議論、追加取組みの検討及びそれらを取りまとめた地球温暖化対策計画の改訂作業も進められている。被告ら8社においても、前記第2の8(1)のとおり、国際的な議論を注視しつつ、2050年のカーボンニュートラル実現のために、各社が適切かつ合理的であると考えたCO<sub>2</sub>排出削減目標を定め、その実現を目指している。これらの政策的判断を踏まえた各取組みがされている状況に鑑みても、気候変動により、原告らの生命、身体、健康、財産等が将来において侵害される具体的危険が、現時点において生じているとはいえない。

したがって、原告らについて、一般的な不法行為の要件としての「権利又は法律上保護される利益」の侵害が認められるものではない上、原告ら

の主張するような、権利利益の侵害のおそれがあるともいえない。

以下では、原告らの主張する各権利又は利益ごとに個別に検討するものとする。

#### ア 原告らの主張する各権利又は利益の侵害について

##### (ア) 苛烈な暑さによる身体及び成長発達権、自己決定権、幸福追求権の侵害について

原告らは、①苛烈な暑さを原因とする熱中症等の危険にさらされていることにより、生命身体への侵害が生じ、また、②夏季に十分な体育の授業や部活動が実施されないことで成長発達権が侵害され、さらに、③部活動や余暇活動、趣味が制約される一方で電気代等の生活費を賄うため就労を増やさざるを得なくなり自己決定権や幸福追求権が侵害されている等と主張する（訴状第5の5(1)〔67頁〕）。

しかしながら、①については、前記(1)のとおり、将来に発生する地球温暖化に伴う事象は、これらの気候変動に伴う被害が現実化する確率や、被害の内容・程度、発生場所等、数多の不確定要素に左右されることになるものである。原告らの主張する生命、身体、健康への侵害やそのおそれは、現時点において法的に侵害と評価すべき状況が生じていないことはもとより、抽象的な可能性としてしか想定することができないものであって、その具体的危険が生じているということとはできない。

また、②については、前記①と同様の事情があてはまるほか、成長発達に寄与する要因は極めて多岐にわたるところ、夏季という限られた一時期における、体育の授業や部活動といった限られた活動を通じた成長発達への寄与を独立して評価することができるものではなく、これらの活動を通じた利益は、法律上保護される利益と評価されるものとはいえない。

さらに、③については、前記①と同様の事情があてはまるほか、そもそも原告らは各自の経済状況や生活環境に応じて、自らの生活を選択しているにすぎないのであるから、原告らの自己決定権や幸福追求権についての侵害が存在するとはいえない。

したがって、原告らの前記主張はいずれも理由がない。

**(イ) 気候変動により生じる災害による生命、身体、財産権の侵害について**

原告らは、気候変動による災害の大規模化や発生頻度の増大により、原告らが気候変動により発生した災害に巻き込まれ、生命、身体及び財産を侵害される重大な危険を負っていると主張する(訴状第5の5(2)[67、68頁])。また、原告らは、同様の危険が、原告らの子やさらにその下の世代においても生じており、これも原告らが将来受ける権利利益の侵害であると主張する(訴状第5の5(4)[72、73頁])。

しかしながら、気候変動の影響による災害等による、原告らの生命、身体、健康、財産等に対する侵害として、現時点において法的に侵害と評価すべき状況が生じていないことはもとより、抽象的な可能性としてしか想定することができないものであって、その具体的危険が生じているということもできないことは前記(1)のとおりである。

このことは、原告らの子やさらに下の世代の者においても同様である上、そもそも、原告らの子やさらに下の世代の者は、原告らとは異なる法的主体であり、これらの者についての生命、身体、健康、財産等に係る権利又は利益に対する侵害が、原告らの権利又は法律上保護される利益に対する侵害を構成するものではない。

したがって、原告ら、あるいは原告らの子やさらに下の世代の者の生命、身体及び財産が侵害される重大な危険を根拠とする原告らの前記主張は、いずれも理由がない。

**(ウ) 気候悪化による不安について**

原告らは、被告ら8社により十分な気候変動対策がとられないことにより、心理的な不安を抱き、精神的な苦痛を被っていると主張する（訴状第5の5(3)ア〔68～70頁〕）。

しかしながら、そもそも、気候変動の影響による原告らの生命、身体、健康、財産等に対する侵害として、現時点において法的に侵害と評価すべき状況が生じていないことはもとより、抽象的な可能性としてしか想定することができないものであって、その具体的危険が生じているということもできないことは前記(1)のとおりである。そうすると、原告らの主張する気候変動に対する心理的な不安は、法的には、生命、身体、健康、財産等に対する侵害の具体的危険が認められない中で、気候変動という不確定な将来に対して抱く抽象的な不安であるといわざるを得ず、その感じ方についても個々人で大きく異なる内容のものであって、法的保護の対象となるべきものとはいえない。

したがって、原告らの主張する気候悪化による不安が、「法律上保護される利益」であるとはいえず、原告らの前記主張には理由がない。

**(エ) 自らの生活や自国からCO<sub>2</sub>が排出されていることによる自己決定権の侵害について**

原告らは、原告らの「自らの生活や自国から多量のCO<sub>2</sub>を排出したくない」「弱い立場の人たちをCO<sub>2</sub>の排出を通じて加害したくない」という思いは重要な自己決定であり、自己決定権の一つとして保護されるべきであるとして、被告ら8社が気候変動対策を十分とらないことにより、かかる自己決定権が侵害されていると主張する（訴状第5の5(3)イ〔70～72頁〕）。

しかしながら、自己決定権とは自らに関する重要な事柄を自ら決定する権利であるところ、原告らが差止めを求める被告ら8社のCO<sub>2</sub>の排出



行為は、被告ら8社の社会経済的活動に伴って生ずるものであり、被告ら8社の社会経済的活動そのものが、原告ら自身の自己決定権の下で決定されるべき事柄ではないことは明らかである。

したがって、原告らの主張する「自らの生活や自国から多量のCO<sub>2</sub>を排出したくない」「弱い立場の人たちをCO<sub>2</sub>の排出を通じて加害したくない」という思いは、原告らの自己決定の範疇にあるものではなく、自己決定権の一内容にはならないというべきであるから、かかる原告らの主張には理由がない。

#### (オ) その他感染症や食料不足、生態系の喪失等

原告らは前記に加えて、農業・水産業等の一次産業への影響（訴状第5の2(5)〔47頁〕）、異常気象に伴う感染症の発生や食料不足（訴状第5の2(6)〔48頁〕）、生態系の喪失（訴状第5の3(5)〔61頁〕）等についても縷々主張をするが、これらはいずれも原告ら自身の生命、身体、健康、財産等に対する直接の被害を主張するものではなく、原告らの権利又は利益を構成するものではないから、失当である。

#### イ 小括

以上のとおり、原告らの本件請求は、いずれも、そもそも原告らの権利又は法律上保護される利益に該当しないか、あるいは、生命、身体、健康、財産等の権利又は利益に対する侵害が認められない。そして、これらの権利又は利益に対する侵害の具体的危険が生じているとも認められず、原告らの主張するような、権利利益の侵害のおそれがあるともいえない。

したがって、原告らの主張する「権利又は法律上保護される利益」の侵害がないことは明らかである。

(2) 被告ら 8 社が CO<sub>2</sub>排出削減義務を負わないこと

ア 国際的枠組み等が被告ら 8 社の CO<sub>2</sub>排出削減義務の発生根拠とならないこと

(ア) はじめに

原告らは、被告ら 8 社の CO<sub>2</sub>排出削減義務の発生根拠として、「国連指導原則」、「OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」（以下「OECD 行動指針」という。）及び「国連『グローバル・コンパクト』」を摘示するとともに、複数の外国判決を援用する（訴状第 6 の 3 (2)及び(3)〔96～111頁〕）。しかしながら、以下に述べるとおり、これらの国際的枠組み等はいずれも被告ら 8 社に対する法的拘束力を持つものではなく、被告ら 8 社の CO<sub>2</sub>排出削減義務の発生根拠となり得ない。

(イ) 国連指導原則

国連総会決議や国際組織の指針等は、いわゆる「ソフト・ロー」であるとされ、国や企業等その対象を問わず、法的拘束力や法的規範性を持たない（岩沢雄司『国際法 第 2 版』（東京大学出版会、2023）42～43頁（丁 13））。国連指導原則も、国連人権理事会において採択された指導原則であって「ソフト・ロー」とされる（横溝大『「ビジネスと人権に関する指導原則」と仲裁—『ビジネスと人権』仲裁に関するハーグ・ルールについて』法時 95 巻 1 号 111 頁（2023）（丁 14））。加えて、国連指導原則自体が「新たな国際法上の義務を創設するものとして・・・解釈されるべきではない」としていることから、これが被告ら 8 社の CO<sub>2</sub>排出削減義務の発生根拠とならないことは明らかである（甲 A 4・3 頁）。

(ウ) OECD 行動指針

OECD 行動指針は、その指針中において、「多国籍企業に対して各国政府が共同で行う勧告」であって、「企業による行動指針の遵守は自主的

なものであり、法的に強制し得るものではない」と明記されているとともに（甲A5・4頁）、「企業が行動指針を遵守すべきであるとの各国政府の勧告は、法律上の責任及び執行とは異なるものである。」（同1頁）と記載されており、法的拘束力のないことは明らかであるから、被告ら8社のCO<sub>2</sub>排出削減義務の発生根拠となり得ない。

#### (エ) 国連「グローバル・コンパクト」

国連「グローバル・コンパクト」は、提唱する10原則について各企業が賛同し自発的に行動することを前提とするイニシアチブである。これに賛同し署名した企業は、あくまでも自主的な取組みとしてその遵守が求められるにとどまり、法的拘束力のある遵守義務を負うものではないから（グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンHP「署名・加入をご検討の方へ」「よくあるご質問」「Q. グローバル・コンパクト10原則の遵守は強制的なものですか？」（丁15））、これが被告ら8社のCO<sub>2</sub>排出削減義務の発生根拠とならないことは明らかである。

#### (オ) 外国判決

そもそも外国裁判所の司法判断が日本の裁判所の司法判断を拘束することがないことは当然であるが、原告らの摘示する外国判決は、いずれも外国法に準拠した判断であって、日本法を準拠法とする本件において先例として援用し得ないことは一層明らかである。

なお、原告らは、ロイヤルダッチシェル社に対してCO<sub>2</sub>排出削減義務を認めたハーグ地方裁判所の2021年5月26日判決を援用するが、同判決は、令和6年11月12日、控訴裁判所により取り消された（令和6年11月13日付け日本経済新聞電子版（丁1））。

## イ 国内法は被告ら8社のCO<sub>2</sub>排出削減義務の発生根拠とならないこと

### (ア) はじめに

原告らは、環境基本法、同法15条に基づいて作成された環境基本計画（甲A11）及び温対法の内容を摘示し、それらにより、被告ら8社が日本の不法行為法上、CO<sub>2</sub>排出削減義務を負うことが基礎付けられる旨主張する（訴状第6の3(4)〔111～114頁〕）。しかしながら、現在、法律上、民間事業者に対して、二酸化炭素の排出削減を直接に強制する仕組みはないとされており（北村喜宣『環境法〔第6版〕』（弘文堂、2023）610頁（丁16））、国内法が被告ら8社のCO<sub>2</sub>排出削減義務の発生根拠とならないことは明らかである。以下では、念のため、原告らが摘示する法令等がそれぞれCO<sub>2</sub>排出削減義務の発生根拠とならないことを個別に指摘する。

なお、前記(1)で述べたとおり、将来発生する地球温暖化に伴う事象は、気候変動に伴う被害が現実化する確率や、被害の内容・程度、発生場所等の数多の不確定要素に左右される。また、各国において、石炭火力発電所をどのようにして段階的に削減し、他の方策と併せてどのようにその達成目標を実現するかは、各国の政策的判断に委ねられるのであって、そのような政策的判断とそれに基づく各種の措置を抜きにして、当然に事業者によるCO<sub>2</sub>の排出が一義的に違法性を帯びることにはならない（神戸地判令和5年3月20日〔平成30年（ワ）第1551号〕（丁12））。これらの点も踏まえれば、CO<sub>2</sub>排出削減義務を定める具体的な法令等の根拠が存在しないにもかかわらず、被告ら8社が、原告らの主張するCO<sub>2</sub>排出削減義務を負うことにならないことはより一層明らかである。

#### (イ) 環境基本法

原告らは、環境基本法 8 条 4 項が事業者の責務を定めている旨指摘する。しかしながら、同項は、「事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努める」と規定しており、原告ら自身も認めるとおり、努力義務にとどまるものである。

同項は続けて「事業者は・・・国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する」旨を規定しているものの、「ここでの協力は、環境の保全のために公法上課せられた義務を履行するという意味ではなく、行政庁が行う環境の保全のための行政指導に応ずることなどを意味する。ただし、これは個別具体的な措置義務を定めたものではなく、国及び地方公共団体の施策への協力の姿勢を規定したもの」にすぎないとされている（環境省総合環境政策局総務課編著『環境基本法の解説(改訂版)』(ぎょうせい、2002)166頁(丁17))。

したがって、環境基本法は、被告ら 8 社の CO<sub>2</sub> 排出削減義務の発生根拠となり得ない。

#### (ウ) 環境基本計画

環境基本計画（甲 A 1 1）についても、環境基本法 1 5 条に基づき作成されているものである以上、環境基本法と同様、被告ら 8 社に法的義務を発生させるものではなく、被告ら 8 社の CO<sub>2</sub> 排出削減義務の発生根拠となり得ない。このことは、環境省総合環境政策局総務課・前掲 1 8 8 頁（丁 1 7）に「もちろん、政府の計画である環境基本計画は、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体に対して法律上の義務を課するような効果を有するものではない」と明記されていることから明らかである。

### (エ) 温対法

原告らは、CO<sub>2</sub>排出削減義務の発生根拠として、温対法5条、23条及び26条等を摘示する。

しかしながら、温対法5条は「事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努める」と規定しており、原告ら自身も認めるとおり、努力義務にとどまるものである。

また、同法23条も「温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない」と規定しており、やはり努力義務にとどまる。

そして、同法26条は、温室効果ガス排出量の報告義務を定めるものにすぎず、被告ら8社のCO<sub>2</sub>排出削減義務を導くものでないことは明らかである。

したがって、温対法は、被告ら8社のCO<sub>2</sub>排出削減義務の発生根拠となり得ない。

### ウ 小括

以上のとおり、原告らが主張する国際的枠組み等はいずれも被告ら8社に対する法的拘束力を持たず、国内法にもCO<sub>2</sub>排出削減義務の発生根拠となり得る規定は存在しないから、被告ら8社は法的にCO<sub>2</sub>排出削減義務を負うものではない。

## (3) 相当因果関係が認められないこと

### ア はじめに

被告ら8社又は被告らからのCO<sub>2</sub>の排出に、原告ら個々人に生ずるおそれのある被害を帰責できるだけの連関を認めることはできないこと（後記

イ)、及び、連関の強弱の点を措くとしても、多様な排出源のうちの特定のものを、原告ら個人に生ずるおそれのある被害を帰責させる対象として法的に選択・特定することはできないこと（後記ウ）からすれば、被告ら8社又は被告らからのCO<sub>2</sub>の排出と、原告ら個人に生ずるおそれのある被害との間に相当因果関係が認められないというべきである。

## イ 被害を帰責できるだけの連関がないこと

CO<sub>2</sub>は、それ自体直ちに原告らの生命・身体に対する被害を生じさせ、又は被害を生じさせる高度の蓋然性をもたらすものではなく、地球温暖化による被害の発生というのは、地球全体のCO<sub>2</sub>濃度が上昇して地球全体の温暖化が進行し、地球全体に影響を及ぼすことによるものであり、個々の排出源からのCO<sub>2</sub>の排出は、大気汚染物質の場合のように、排出源から排出された有害物質が個々の住民の身体に取り込まれることによって被害が生ずるといったものとは異なり、個々の被害との間に直接的な関係があるものではない。したがって、原告ら個人に生ずるおそれのある被害の発生を防止するには、地球環境全体の温暖化を防止する以外に方法はなく、そのためには地球全体の人為的なCO<sub>2</sub>の排出の総量を管理することが必要となるのであり、そのことは、原告らだけでなく、地球上の全人類について同様に生ずるおそれのある被害の発生を防止することについても同様に妥当することである。その意味で、CO<sub>2</sub>の排出と被害の発生との因果関係は、地球上のあらゆる人為的なCO<sub>2</sub>の排出の総体と、気候変動によって地球上の人類に生ずるおそれのあるあらゆる被害の総体との間に存するものである。

地球規模で比較すると、2019年の世界全体のCO<sub>2</sub>排出量合計336億トン（環境省「世界のエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量（2019年）」（丁18））を世界全体の年間のCO<sub>2</sub>排出量と仮定すると、2019年度の被告ら8社のCO<sub>2</sub>排出量は0.517%（1億7385万トン）、被告らのC

CO<sub>2</sub>排出量で見ても0.910%（3億591万トン）を占めるにとどまり、原告ら個人に生ずるおそれのある被害との関係性は極めて希薄であり、被告ら8社又は被告らからのCO<sub>2</sub>の排出に、原告ら個人に生ずるおそれのある被害を帰責できるだけの連関を認めることはできない。

この点、原告らは、被告ら8社の発電所からのCO<sub>2</sub>の追加的排出により、世界の大気のCO<sub>2</sub>濃度がわずかでも上昇し、それにより気温が上昇して気候変動が激化し、原告らの居住地においても気候変動にさらされることになることを主張するもののように思われる。しかし、この考え方によって、わずかでも寄与があれば因果関係を認めるならば、地球上のあらゆる人為的なCO<sub>2</sub>排出源が、原告ら個人に生ずるおそれのある被害を帰責する対象となり得ることになるものであり、それだけでなく、全世界の個々の人々に生ずるおそれのある被害を帰責する対象ともなり得ることになる。いかなる法的根拠に基づき他者の社会経済的活動の差止めを求めるにせよ、そのための因果関係を認めるためには、被害の発生を帰責できるだけの連関の強さが必要不可欠であるのは当然であり、いずれにしても、被告ら8社のCO<sub>2</sub>排出量をもって、全地球的に見て被害の発生を当然に帰責できるだけの連関の強さを認めることはできない（以上につき、神戸地判令和5年3月20日〔平成30年（ワ）第1551号〕（丁12）参照）。

#### ウ 被害を帰責させる対象として特定の排出源を選択・特定できないこと

連関の強弱の点を措くとしても、地球温暖化の進行は、CO<sub>2</sub>の多様な人為的排出源の全てが寄与して生じているのであるから、原告ら個人に生ずるおそれのある被害を防止するためのCO<sub>2</sub>の排出削減方法も、どのような排出源からの排出をどの程度ずつ削減するかによって多様なものがあり得るところであり、排出を削減すべき排出源やその削減量があらかじめ一義的に定まるわけではない。CO<sub>2</sub>の排出は、この点において、大気汚染物質の排出の場合に、排出される有害物質が人体に取り込まれて悪影響



を及ぼすのを防止するためには、有害物質の排出源による排出を止めることが一義的に必要になるのとは異なる。そして、そのようなCO<sub>2</sub>の排出削減方法の選択・決定は、本来的に、エネルギー政策等を含めた政策的観点から、民主制の過程によって行われるべきものであり、その選択・決定なしに、多様な排出源のうち特定のものを、原告ら個人に生ずるおそれのある被害を帰責させる対象として選択・特定することはできないというべきである（以上につき、神戸地判令和5年3月20日〔平成30年（ワ）第1551号〕（丁12）参照）。

### 3 小括

以上のとおり、そもそも不法行為に基づく差止請求は実体法上の根拠を欠き失当である上（前記1）、この点を措き不法行為の要件を検討するとしても、原告らの主張は権利又は法律上保護される利益に係るものでないか、これらに対する侵害又はその具体的危険の発生が認められない（前記2(1)）。また、原告らが主張する国際的枠組み等及び国内法はいずれもCO<sub>2</sub>排出削減義務の発生根拠とはならず、被告ら8社は当該義務を負わないし（前記2(2)）、被告ら8社又は被告らからのCO<sub>2</sub>の排出と、原告ら個人に生ずるおそれのある被害との間に相当因果関係も認められない（前記2(3)）。

よって、原告らの本件請求はいかなる観点からも差止請求の要件を満たし得ないものであるから、速やかに棄却されるべきである。

以 上